

# 「特別支援ユニット」の新設

## ◆特別支援ユニットの新設

「保護観察所における入口支援」を実施するために、平成30年4月、「特別支援ユニット」を新設。

H30.11末現在、19か所の保護観察所に設置。保護観察官が所属。

## ◆特別支援ユニットの役割

特別支援ユニットは、原則として、「保護観察所における入口支援」のほか、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を担当する。

## ◆関係機関との連携

入口支援、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を円滑に実施するため、地域生活定着支援センターを始め、地方公共団体、地域の福祉関係の諸機関・団体等とのネットワークを形成することを目指している。

入口支援などを行うために、保護観察所への「特別支援ユニット」の設置を開始しました。

19

再犯防止推進法、再犯防止推進計画を受けて、法務省では、平成30年度から、地域再犯防止推進モデル事業を開始しました。  
高齢・障害のある人を対象とした事業も含まれます。

## 地域再犯防止推進モデル事業の概要①（事業内容等）



※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

### 事業の目的

再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施、効果検証といった一連の取組の実施を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討することを目的とする。

### 募集内容

応募に当たっては、以下のテーマのいずれかについて、地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案。（複数テーマの選択も可能）

#### （テーマ）

- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 その他犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組

### 応募主体等

〔応募主体〕	地方公共団体
〔委託経費〕	別紙
〔採択件数〕	予算の範囲内で採択
〔事業期間〕	平成30年度～平成32年度
〔委託期間〕	契約を締結した日～平成33年3月31日
〔契約形体〕	委託契約（国負担 10/10）

### 評価方法

募集テーマに沿った提案について、以下の方針に基づき評価。

#### 提案された取組と本調査の趣旨との整合性

提案された取組の内容が、本調査の趣旨と整合性が取れており、国として取り扱うべき重要なものであること。

#### 取組の先導性・汎用性

現在取り組まれている事例は少ないものの、多くの地域でも応用可能であるなど、今後他の地域へ広がることが期待されるものであり、調査で得られた成果が、国又は他の地域における取組を進める上で参考となることが期待できること。

#### 取組の実現性

取組を実施するための計画が適切に立てられていること、また、必要な経費が適切に見積もられており、必要な実施体制の構築が予定されていること。  
モデル事業の効果の検証や成果の可視化等の方策が具体的に想定されていること。

### スケジュール

平成30年度のスケジュールは次のとおり。

平成30年3月29日（木） 公募開始

4月19日（木） 12:00 応募書類締切

4月 対象事業の選定

選定結果の通知（下旬頃）

5月頃 委託契約の締結

（契約締結後から）

実態調査・モデル事業の実施

（国の職員による実施状況の把握）

平成31年3月 事業完了報告書等の提出

4月上旬 委託金の支払い

20

# 地域再犯防止推進モデル事業 委託先の選定結果(法務省HP参照)

委託先地方公共団体及び事業テーマ													
No	団体名	事業テーマ					No	団体名	事業テーマ				
		福祉	薬物	就労	住居	その他			福祉	薬物	就労	住居	その他
1 北海道	○ ○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○ ○	○	11 滋賀県	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
2 旭川市		○ ○ ○ ○ ○					12 京都市		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○
3 岩手県	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	13 明石市	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
4 盛岡市	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	14 広島県		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
5 栃木県		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	15 山口県	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
6 埼玉県	○ ○ ○ ○ ○						16 香川県	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
7 神奈川県	○ ○ ○ ○ ○						17 長崎県	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
8 長野県	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	18 熊本県	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
9 愛知県		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	19 北九州市	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
10 名古屋市	○ ○ ○ ○ ○												

委託先地方公共団体及び事業テーマ(第2次公募)													
No	団体名	事業テーマ					No	団体名	事業テーマ				
		福祉	薬物	就労	住居	その他			福祉	薬物	就労	住居	その他
1 茨城県				○ ○ ○ ○ ○			1 茨城県			○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○	
2 千葉県							2 千葉県					○ ○ ○ ○ ○	
3 東京都		○ ○ ○ ○ ○					3 東京都						
4 京都府							4 京都府					○ ○ ○ ○ ○	
5 大阪府		○ ○ ○ ○ ○					5 大阪府					○ ○ ○ ○ ○	
6 兵庫県		○ ○ ○ ○ ○					6 兵庫県			○ ○ ○ ○ ○			
7 奈良県							7 奈良県			○ ○ ○ ○ ○			
8 鳥取県			○ ○ ○ ○ ○				8 鳥取県						
9 島根県							9 島根県					○ ○ ○ ○ ○	
10 熊本市							10 熊本市					○ ○ ○ ○ ○	
11 奄美市							11 奄美市					○ ○ ○ ○ ○	

公募は2度行われ、計30の自治体が委託先に選定されました。  
事業テーマのうち「福祉」には、刑務所出所者や入口支援に関する事業も含まれています。

21

今後とも更生保護との連携をよろしく  
お願い申し上げます！



更生ペンギンのホゴちゃん

22

## 【基調講演】

### 『罪を犯した障がい者・高齢者の実情と今後の課題』

《野沢 和弘 氏 プロフィール》



#### 【経歴】

1983年、毎日新聞社入社。社会部でいじめ、ひきこもり、児童虐待などを担当。夕刊編集部長を経て、現職。

社会保障審議会障害部会委員、植草学園大学客員教授、東京大学非常勤講師、上智大学非常勤講師等を歴任。

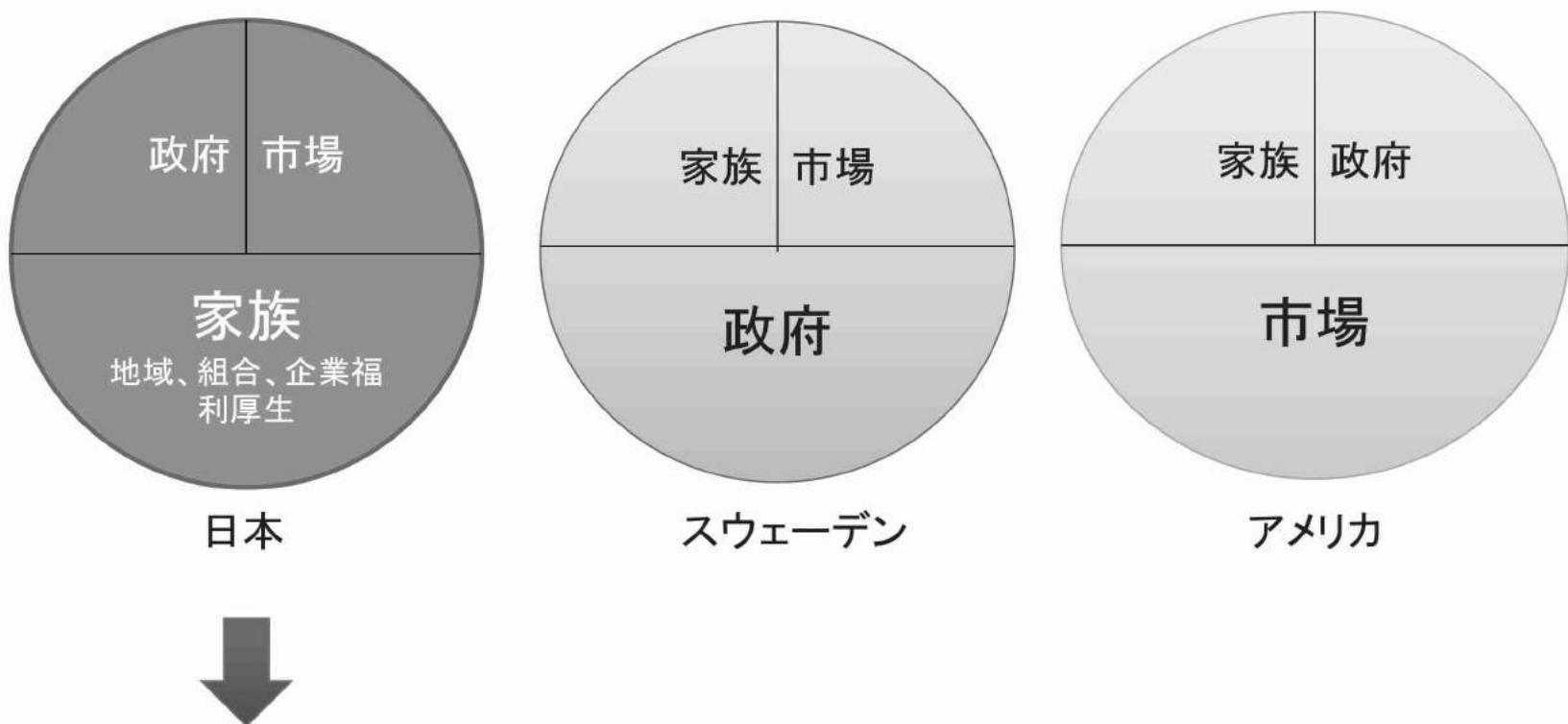
#### 【現在】

毎日新聞社 論説委員

# 罪に問われた障害者 メディアの現場から

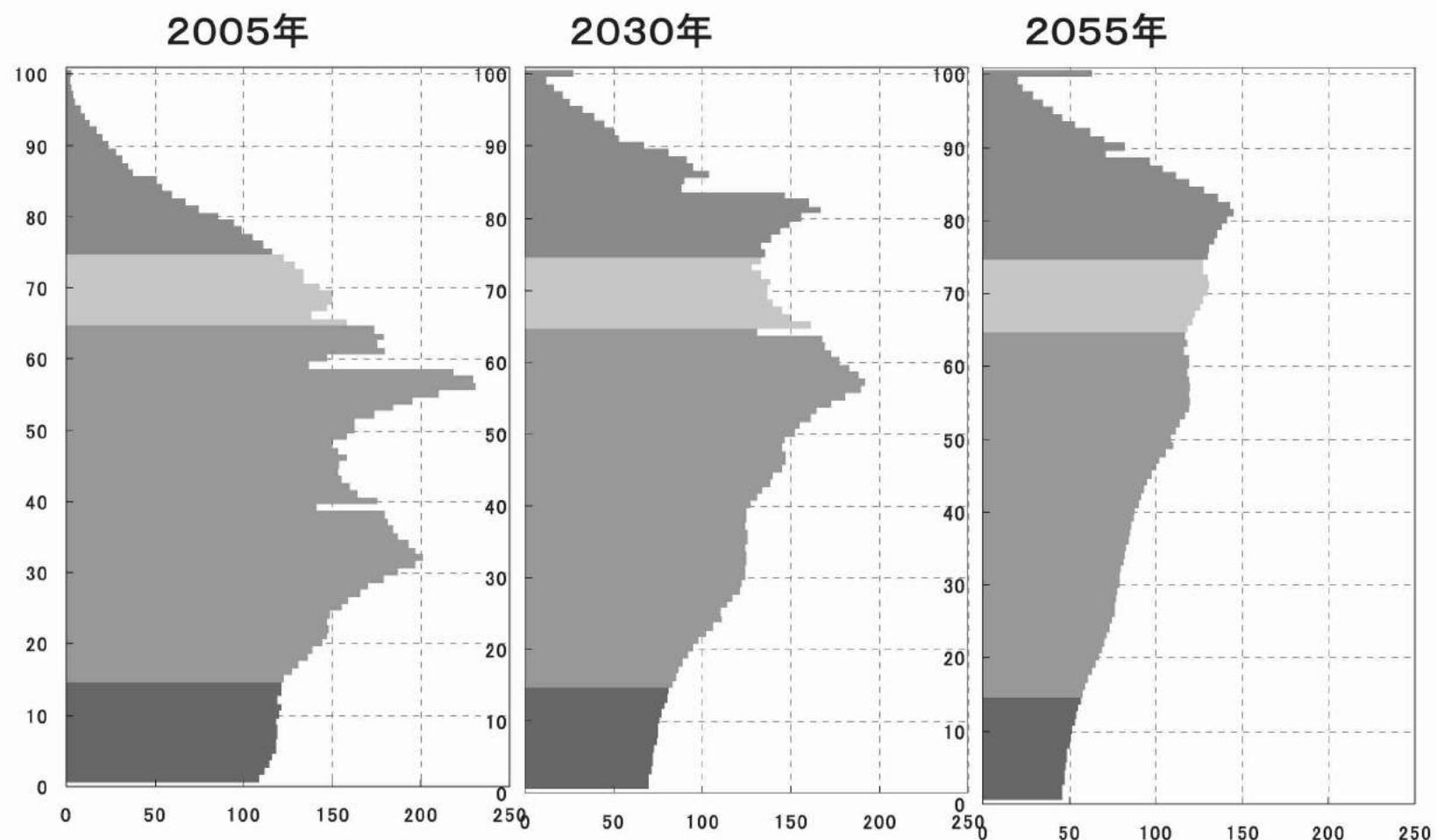
野沢和弘（毎日新聞論説室）

## 誰が福祉を担うのか



- ・家族を中心とした福祉
- ・法は家庭に入らず
- ・民事不介入

# 高齢化(年齢構造移り変わり)



家族の傘が小さく

大家族



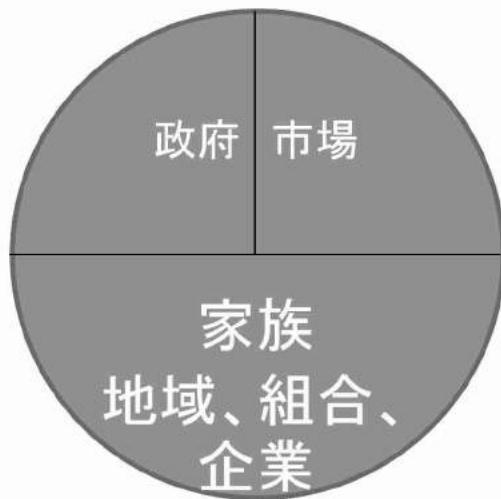
核家族



孤族・個族

1家族の平均構成人数 = 2・46人

# 「はたらく」の変化



戦後：農業（第一次産業）+自営業が8割（多世代同居、平均5人）  
⇒ 定年なし、×年金、介護、保育

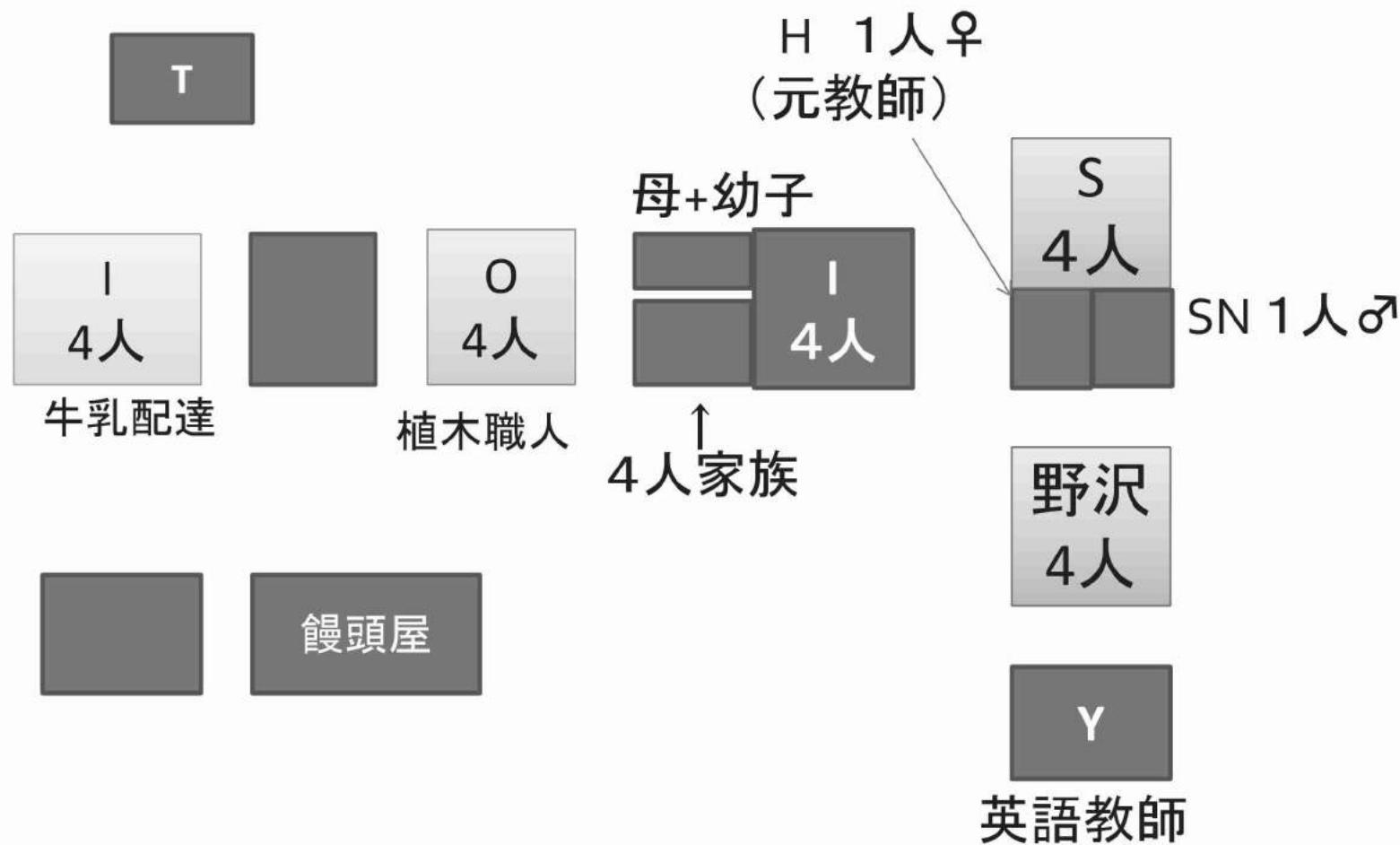
現在：雇用労働が9割（核家族、平均2・5人）  
⇒ 正社員+専業主婦の年金、雇用制度、介護、保育  
※ ⇒ 非正社員が4割

## 地域社会の傘

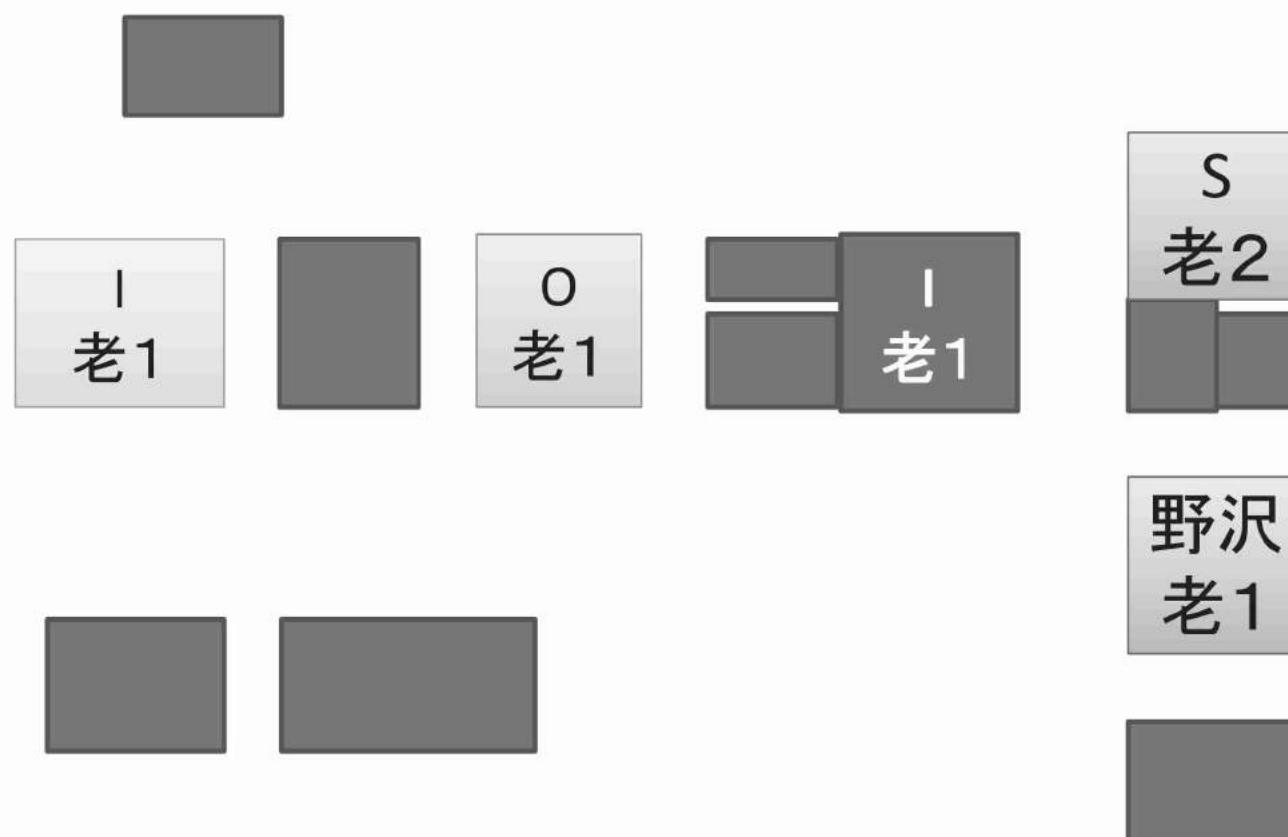
- 高齢世帯（世帯主65歳以上）は2035年に全世帯の4割を超え、独居老人は1845万世帯。
- 全国の896自治体が2040年に消滅の可能性  
※青森、岩手、秋田、山形、島根の5県は「消滅可能性都市」が8割以上

自治体が機能しなくても、人が住んでいる限りは支えないといけない → 非効率、ビジネスにならない

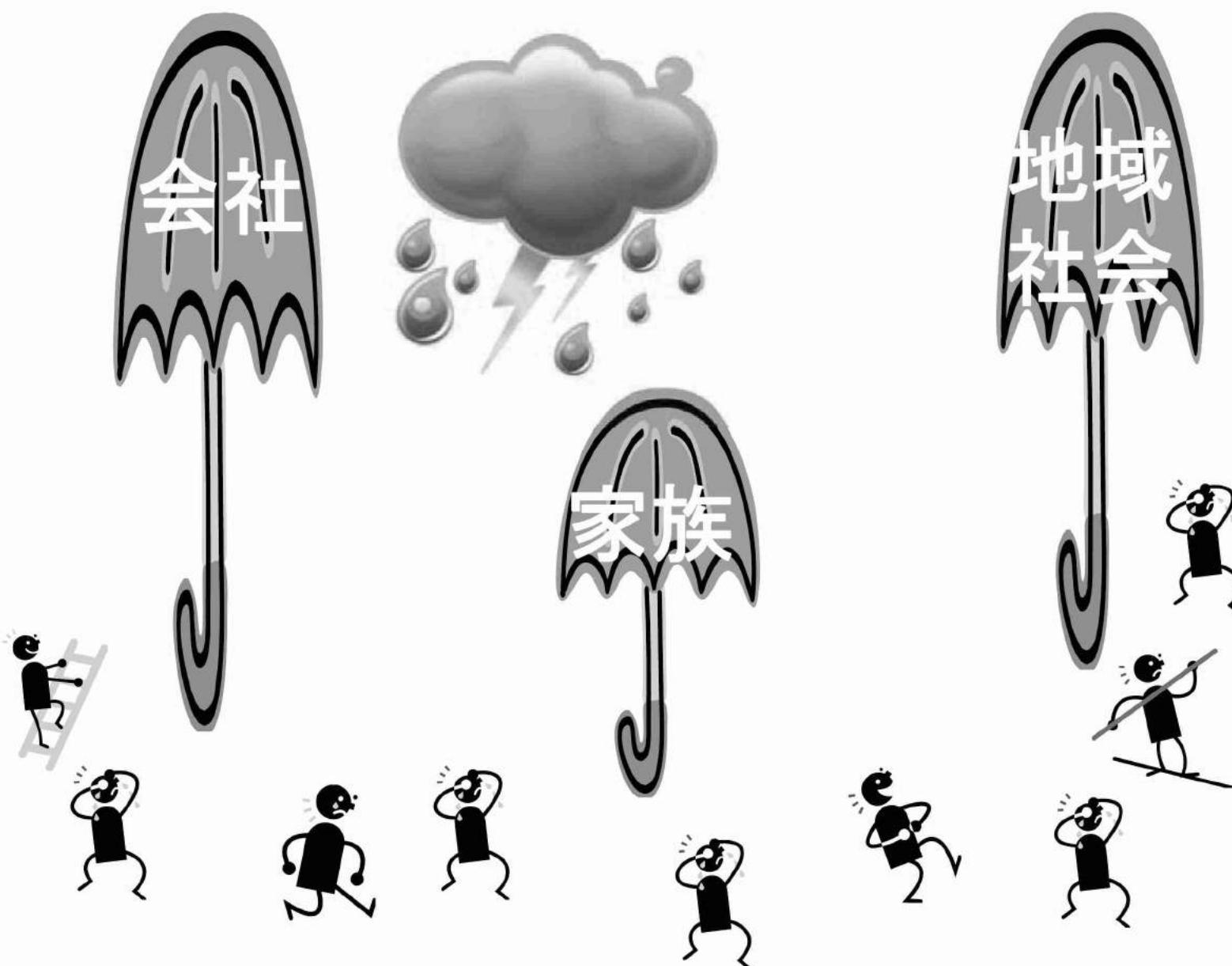
# 昭和40年代の熱海市汐見町



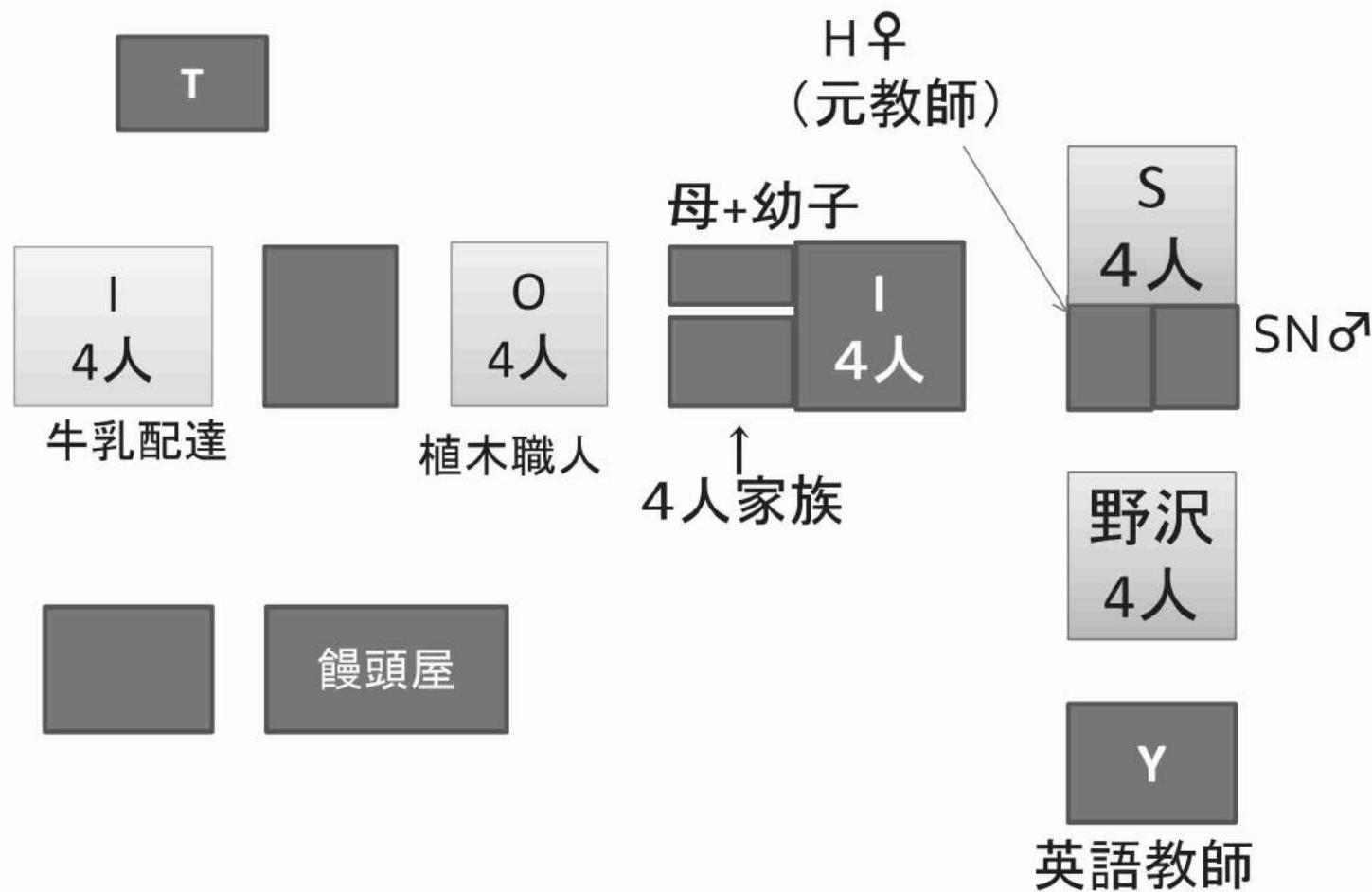
# 2015年の熱海市汐見町



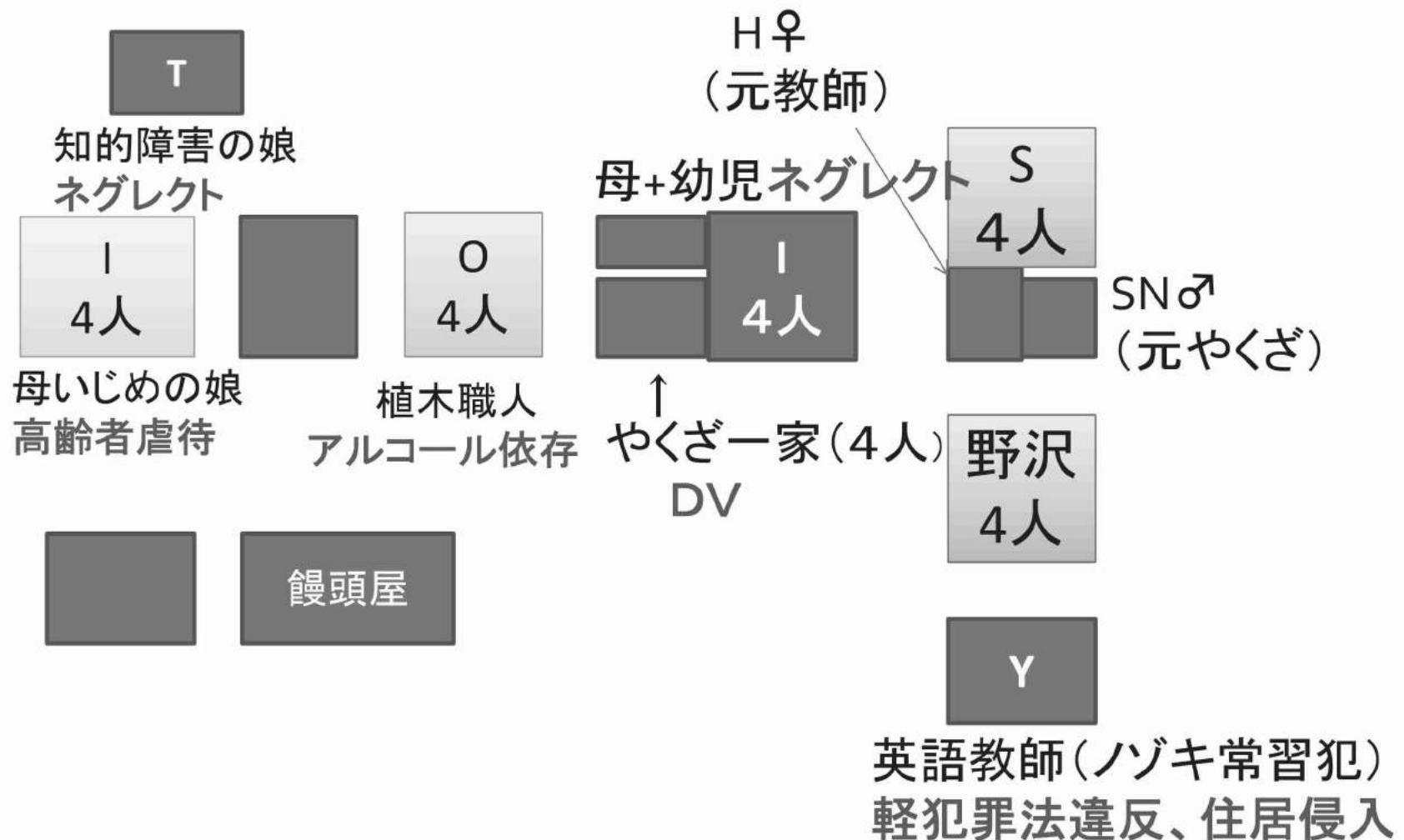
# 家族やコミュニティの機能不全

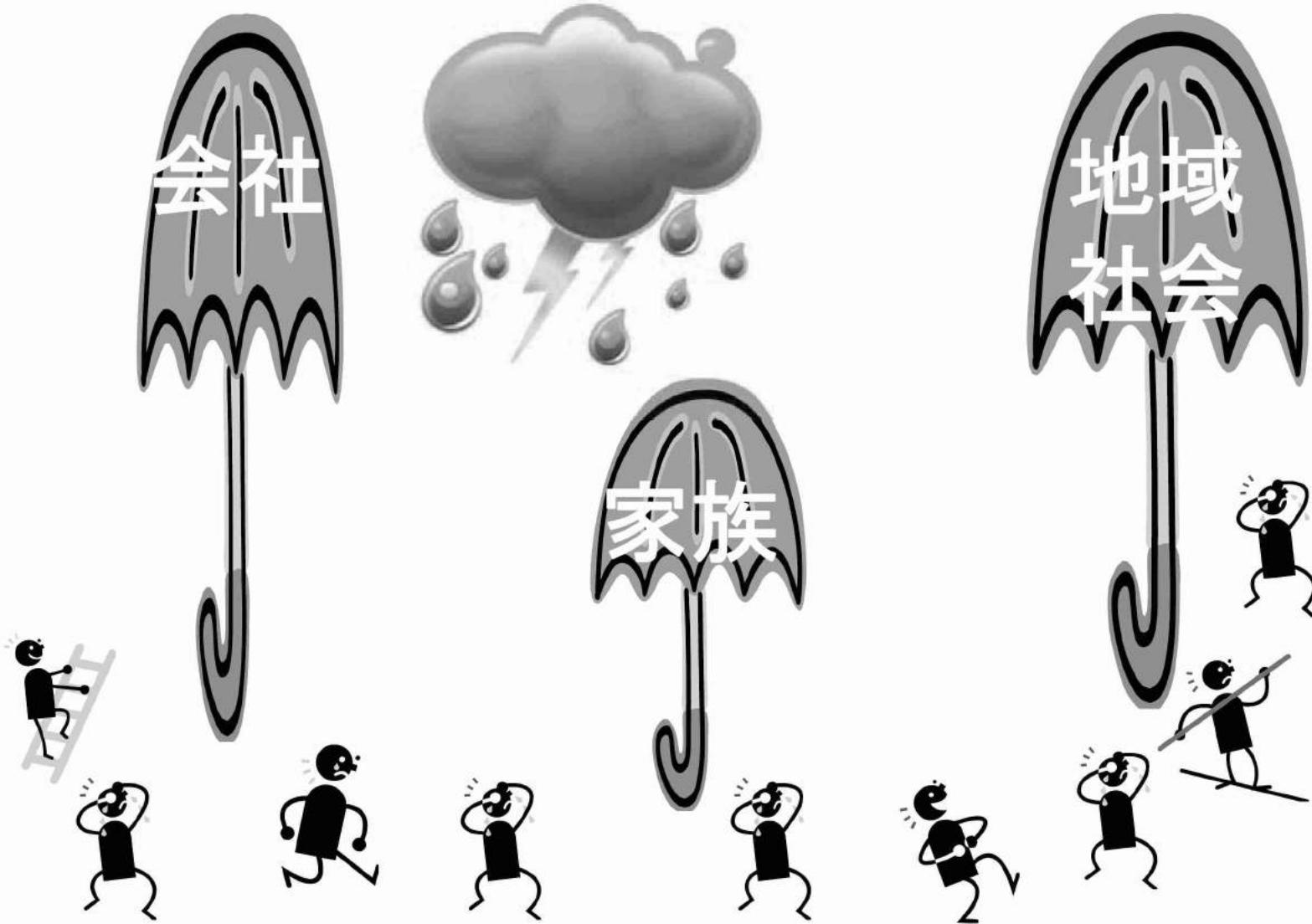


# 昭和40年代の熱海市汐見町



# 昭和40年代の熱海市汐見町

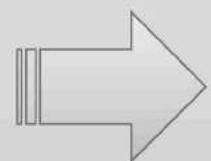




高齢者虐待、アルコール依存、ネグレクト、DV、  
住居侵入、軽犯罪法違反

## “体感治安”の悪化と厳罰化

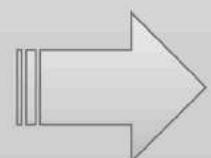
触法



刑務所、少年院

貧困  
生活

## 触法



刑務所、少年院

障害 バリアフリ  
認知症

## 罪に問われた障害者

- ・梅干し、桃を万引きして刑務所へ（生活困窮）
- ・「浅草事件」（発達障害、孤立、虐待）
- ・「安永健太さん事件」（警察の無知、誤解）
- ・ホームレス連続襲撃（発達障害）

# 権利擁護の必要性

- ①家族やコミュニティの機能不全
- ②施設や病院から地域生活が進み、事件や権利侵害に遭う機会の増大
- ③年金、賃金、助成、保険など金銭支援の拡充に伴うリスク
- ④生活困窮の広がり
- ⑤国民の“体感治安”的悪化と厳罰化路線
- ⑥ネットの普及による不可視化空間の広がり

## 発達障害を考える ～ホームレス襲撃事件から

- ・ 東京都多摩地区で7件のホームレス襲撃事件が発生。2人死亡。
  - ・ グループホーム入居の男性が逮捕される。
  - ・ 殺人罪1件、殺人未遂罪2件で起訴。
  - ・ 自閉性障害と知的障害の鑑定。
- 
- ・ 無期懲役の求刑 → 懲役12年の判決。
  - ・ 殺意を否定、心神耗弱と判断。

## 「問題行動」に潜むこと

- ・ 小学生のころカッターを持ち歩き、昆虫を切り刻む。
- ・ 焼きそばヘラで同僚の頭をたたき怪我させる。
- ・ 高校生のころ警察に頻繁に職務質問される。
- ・ パトカーに投石して窓を壊す。
- ・ 熱湯で手洗い、ビルに無断で入り洗髪や歯磨き。
- ・ 振り込め詐欺のポスターを大量に集める。

## 検察の冒頭陳述

- ・ 鬱憤を晴らすため、「人間のクズ」のホームレスを殺すことを決意。周倒な計画性による犯行を繰り返す。鉄パイプを加工した凶器で頭を何度も殴るなど明確な殺意がある。長年にわたり自立生活をし、証拠を隠そうとするなど自己防衛を見せており責任能力もある。

# 被告について

- ・ 3歳児検診で多動・自閉傾向の診断。
- ・ 小中学校では学習の遅れ、いじめ。
- ・ 中卒後、障害者団体の支援で熱心な学習指導を受け、1年浪人した後に定時制高校へ
- ・ 高卒後、NPOの運営する事業所で掃除や廃品の分別分解などをしていました。
- ・ 20代半ばから障害者支援事業に参加、焼きそばの出店で調理、喫茶店で食器洗いや接客も。
- ・ 子供のころに両親が離婚。父と二人暮らし。
- ・ 01年からアパートで独り暮らし。深夜の騒音で近隣から苦情。
- ・ 04年にグループホームに。平穏に暮らす。

## 精神鑑定

- ・ 「対人相互反応・社会性の障害」  
相手の心理状態がわかりづらく、動作面も力加減の調整が困難。奇妙な思考過程に基づく行動を招きやすい。
- ・ 「限局化した事柄へのこだわりや没頭・反復などが見られる想像力と行動の障害」  
一度着想したこととにとらわれて同パターンの行動を反復、エスカレートすることが多い。

# 殺意はあったか

- ・ 殺す目的ならば鉄パイプの先端を加工する必要はない。切り傷を作るための加工。いずれの事件も切創・挫創が多数。「頭を切って怪我をさせたかった」の供述は否定できない。
- ・ 自らの行動が相手にもたらす影響の質や量を得ることが困難。
- ・ 同僚の頭に傷を負わせた実体験を基に「切る」ことへのこだわり、没頭。

# 責任能力は

- ・ 警察への不信、振り込め詐欺への固執→いらだち。
- ・ 対人面や社会性障害や独特のこだわりで適切なストレス発散手段を持つことの困難。
- ・ 清潔・洗浄への固執→路上生活者への嫌悪。
- ・ 「計画性」→フラッシュバックなど自閉症独特的記憶処理機制が影響した可能性。  
↓  
・ 事理弁識能力の減退は著しい

# 判決文から

- ・「社会適応能力と精神的安定の向上がなければ服役がなんらの効果もなく、刑期を終了しても依然社会にとり危険な存在となりかねない」
- ・「内省を深めるのは困難だが、弁護人や支援者らと頻回に接見、自らの障害を知り事件に向き合う姿勢。内心面に変化。支援者らは連携を深め、専門的知見の獲得や行政との連携など様々な支援活動を継続することを約束している」

## 発達障害者の事件

- 2000年 ・愛知県豊川市で高校3年生がお年寄りを殺害
- 03年 ・長崎市で中1が男児を誘拐、駐車場から突き落とす
- 05年 ・京都府宇治市で学習塾講師が小6女児を殺害  
・静岡県伊豆の国市で高1女子が母にタリウム飲ませ  
殺人未遂  
・大阪市浪速区で男(23)が姉妹を殺害
- 06年 ・大阪府寝屋川市で少年(18)が教員を殺害  
・奈良市で高1の長男が自宅に放火、母と妹ら3人死亡  
・宮崎県延岡市で男性(22)が高校生2人を殺傷
- 08年 ・JR岡山駅で少年(18)が岡山県職員を突き落とす  
・奈良県大和郡山市で長男(19)が父を殺害
- 09年 ・JR東京駅で男(25)が女性をホームに突き落とす

# 発達障害の特性と誤解

捜査での供述と報道

「人を殺す経験してみたかった」「死んだ人には謝罪ができない」

↓

捜査当局やメディア 「反省ない」「凶悪」「獵奇的」「不可解」

↓

障害特性 想像力の困難性 硬直した思考 コミュニケーション不全

負のスパイラル

発達障害=不可解=凶悪 → 発達障害に暮らしにくい地域

厳罰化 ⇒ 刑務所・少年院での発達障害向け矯正プログラムの不在

再犯リスク高いまま出所

地域社会での理解・サポートの不在

※被害者の処罰感情は満たすが、矯正も社会の安全も結びつかない

## 改善するために

①なぜ彼らは事件を起こすのか？

原因の解明

予防・再発防止の可能性の追求

②捜査機関・司法機関を変える

司法の適正手続を確保する

矯正プログラムの構築と適用

③出所後のサポート

# ①なぜ事件を起こすのか

発達障害と触法の分析 (リチャード・ミルズ)

- **文脈盲** ある特定の状況で適切な行為が別の状況下では不適切である場合がわからない。他人の感情を理解したり他人の視点で物事をみることができない。
- **硬直的思考** 世の中を白黒で見る。細部にとらわれ硬直した考え。ルールを破る人への怒り、強い抗議。
- **心理的スキーマ** 自分の周囲で起きている事象を過去の経験に基づいて体制化した知識の枠組み。見つからなければいい。社会的に疎まれている人は傷つけてもいい。

## 触法行動の分析

リチャード2

- **準備因子** 自己中心的、行動の結果を考慮しない、衝動性、他人の反応を予測できない。合併性の精神障害による影響。
- **誘発因子** 社会的孤立。いじめ、日常生活やルーチンの崩壊、自閉的思考、不安とパニック、感覚刺激への反応、強迫神経症、犯罪に対する知的好奇心、ストレスからの逃避、情緒的つながりの欠如。
- **永続因子** 単に罰を与えるだけ、未治療の精神障害、独特なスキーマ、支援のなさ。

## ②検査機関・司法を変える 各国の取り組みから

イギリス  
ダイバージョン AA ヘルプライン

ビクトリア州(豪)  
メンタルヘルス・コート

アメリカ  
オレゴン・コネチティカットの矯正  
警察・裁判官への研修

イスラエル  
少年・障害者の事件は独立機関が調査

## ③出所後のサポート 福祉から追放するな！

・ある殺人事件で、「悪いことをする障害者にどれだけ迷惑かけられてきたか。なぜかばわなければならぬ」(自立支援協議会会长)

・ある幼児投げ落とし事件で、福祉や教育関係者は報道したメディアに抗議。被害者や加害者の支援はせず。

# 権利擁護は整ってきた

- ・障害者100番、オンブズマン
- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業
- ・障害者虐待防止法
- ・障害者差別解消法
- ・地域生活定着支援センター
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・障害者の差別をなくす条例、中核地域生活支援センター

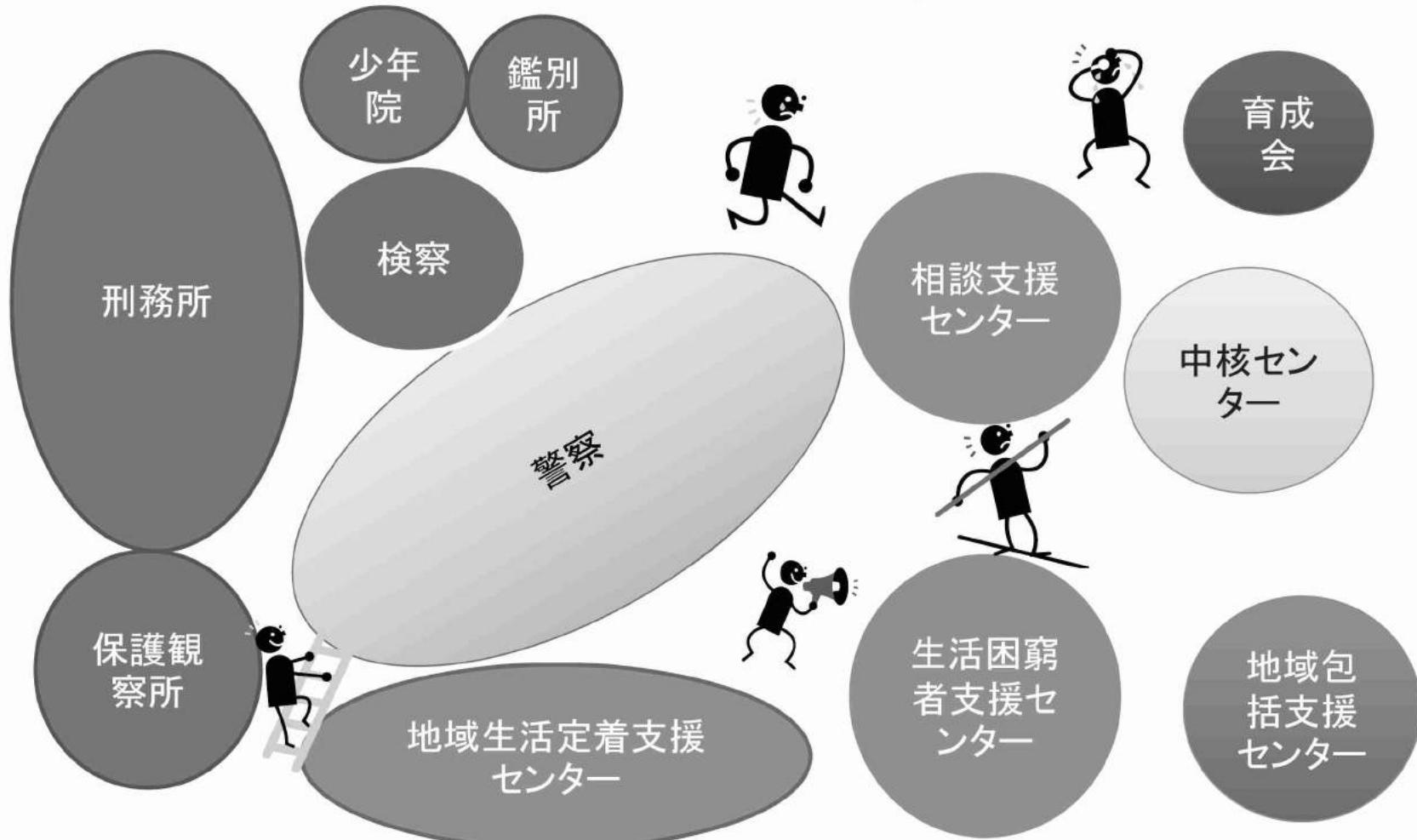
# 相談窓口・制度(福祉)はある

- ・基幹型相談支援センター
- ・地域生活定着支援センター
- ・地域包括支援センター
- ・生活困窮者支援センター
- ・中核地域生活支援センター(※千葉県単独事業)
- ・社会福祉協議会(生活福祉基金貸付制度)
- ・福祉から就労支援事業(自治体+ハローワーク)
- ・生活保護受給者への生活・社会訓練事業(横浜市)
- ・被保護世帯への学習・養育・就労支援事業(埼玉県)

# 司法、福祉分野の機関



## 分野をつなぐ機能



## 統合

- ・ 専門家が細分化されタコツボに入っている。
- ・ 1人の患者・障害者、一つのトラブルを各専門分野からしか見ない。

↓

- ・ TS=ジェネラリスト(総合職)の視点
- ・ さまざまな専門領域の人々がネットワークをつくる連携

## 連携

× 情報のやり取り、連絡

○意味と感情を深く共有する

- 魂がこすれ合うような関係
- 会議だけでなく、一緒に働く・活動する

# 地域で支える

- 生活困窮者自立支援事業
- 「我がこと・丸ごと」の地域共生型福祉
  - 地域包括ケアの深化
  - 高齢・障害・児童の縦割りから「丸ごと」へ
  - 支える側と支えられる側の融合

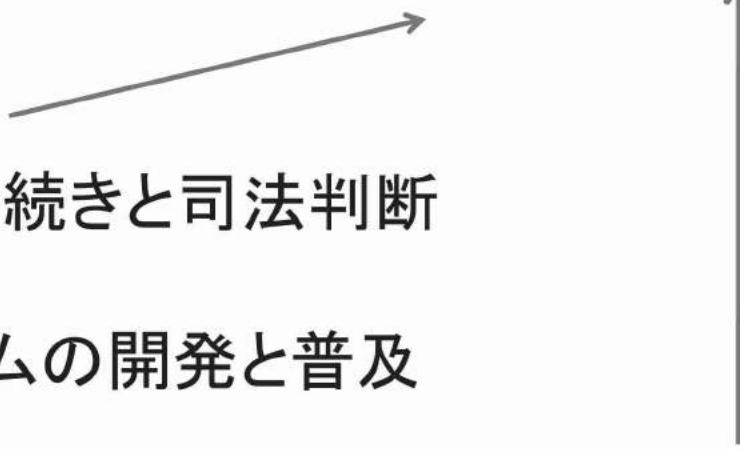
地域共生型福祉は「罪に問われた障害者」に届くか？

## 日本の現状と変革

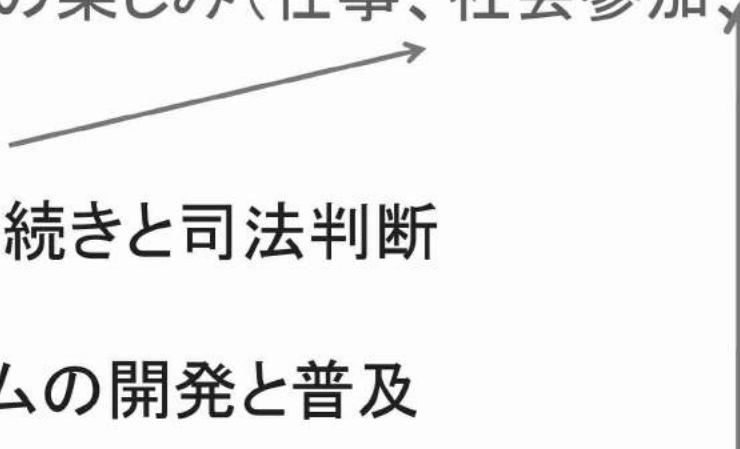
- 障害者の事件の不適切な報道 ⇒ 世間の誤解
  - 不適切な刑事手続きで厳罰化
- ↓
- 矯正プログラム欠如(刑務所、少年院) ↓
  - 出所後の支援の欠如 ⇒
- ↓
- 再犯～報道⇒世間の誤解 ⇒



# 目指すもの

- 障害者の事件を減らす  
    身近なトラブルへの適切な対処、環境整備、啓発・理解
  - ↓
  - 適切な報道
  - ↓
  - 適切な刑事手続きと司法判断
  - ↓
  - 矯正プログラムの開発と普及
  - ↓
  - 社会復帰支援の拡充・働き暮らす場の環境整備・理解
- 

# 目指すもの

- 障害者の事件を減らす  
    身近なトラブルへの適切な対処、環境整備、啓発・理解  
        ↓ 生活の楽しみ(仕事、社会参加、余暇、恋愛)
  - 適切な報道
  - ↓
  - 適切な刑事手続きと司法判断
  - ↓
  - 矯正プログラムの開発と普及
  - ↓
  - 社会復帰支援の拡充・働き暮らす場の環境整備・理解
- 

# 利用者像を変える

問題行動(触法、自傷他害、パニック)を「やっかいなこと」「迷惑」と決めつけ情緒的に反応するのではなく、行為の背景や原因に関心を向ける。個人的要因だけでなく、環境や家族・支援者との関係を包括的・構造的に考える → 科学的・構造的な見方や思考。

★再犯防止→ 新たなアイデンティティーの獲得

★世話(ケア)される人=受動的立場

→ 社会に能動的に関わり、人生を楽しむ人

普通の人間関係、信頼と励まし 働く、結婚

## 職員のアイデンティティーも変える

かわいそうな人を預かってあげる、やっかいな人の面倒を見てやる、できない人を支援してあげる

単純労働者、3K職場

「保護者の疲れ切った表情」「職員の生氣のない瞳」「障害者は不幸を作る」(相模原事件の容疑者)



生きにくさを理解し、適切な環境や支援によって障害者の幸せを創出する

障害者の豊かな地域生活を支援し、社会に多様性をもたらす  
↓

クリエイター、科学的専門性、ディーセントワーク

## 【活動報告】

茨城県地域生活定着支援センター

センター長

さかより  
酒寄 まなぶ  
学



社会福祉法人芳香会

## 茨城県における 地域生活定着支援センター 活動報告

平成30年12月18日（火）  
全国地域生活定着支援センター協議会  
関東・甲信越ブロック研修会  
発表：茨城県地域生活定着支援センター  
センター長 酒寄 学

- ①地域生活定着支援センターが必要とされた背景
- ②地域生活定着促進事業の概要と具体的な業務内容
- ③地域生活定着支援センターの支援状況
- ④まとめ

# 地域生活定着 支援センターが 必要とされた背景

3

## 福祉の支援が必要とされる受刑者

矯正施設とは・・・  
刑務所、少年刑務所、  
拘置所、少年院、少年  
鑑別所及び婦人補導院  
の総称。

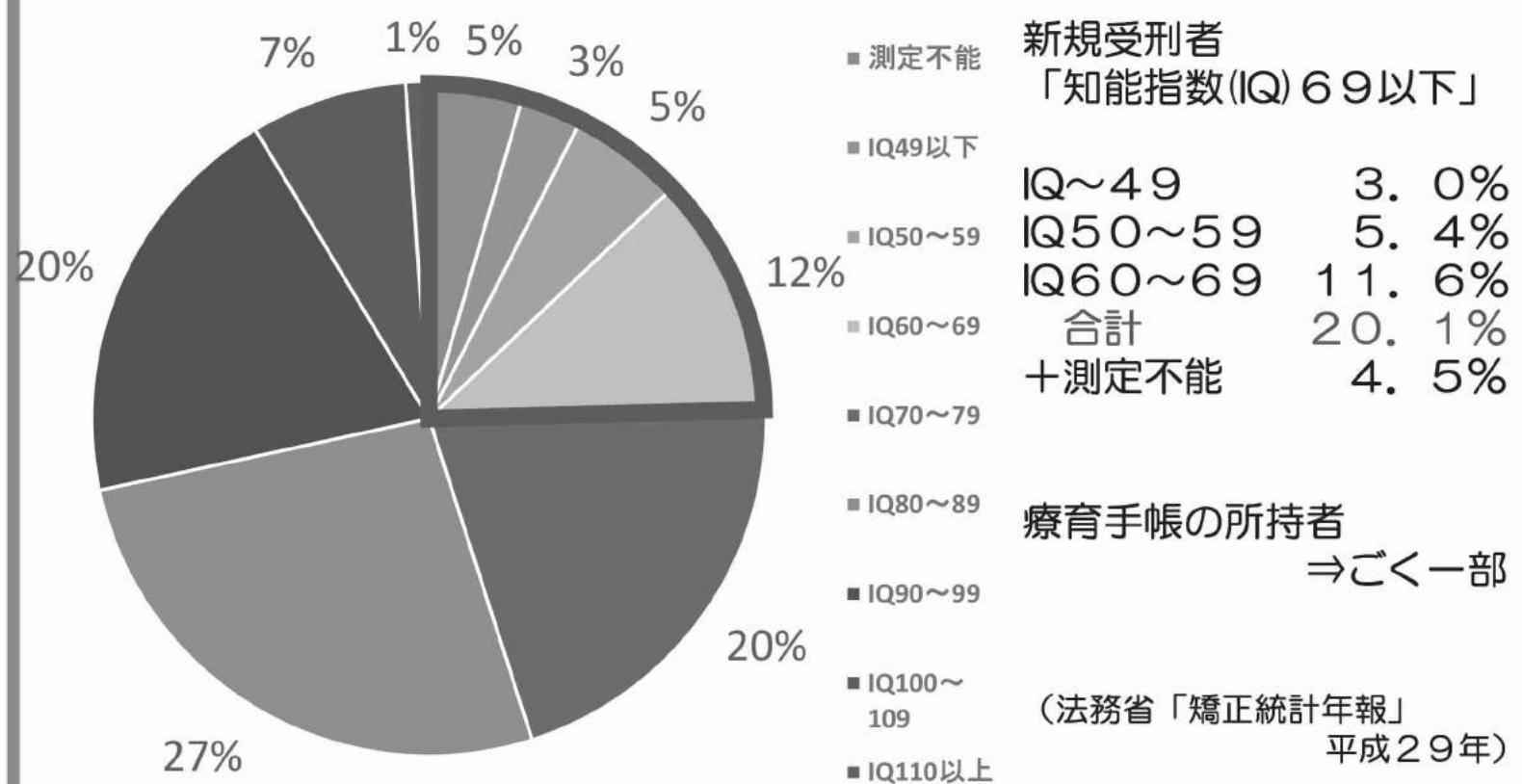
矯正施設  
新規受刑者のうち…  
(毎年、約2万人)

知的障害者（疑いも含む）  
24.6%  
高齢者（65歳以上）  
11.8%

法務省「矯正統計年報（平成29年）」より

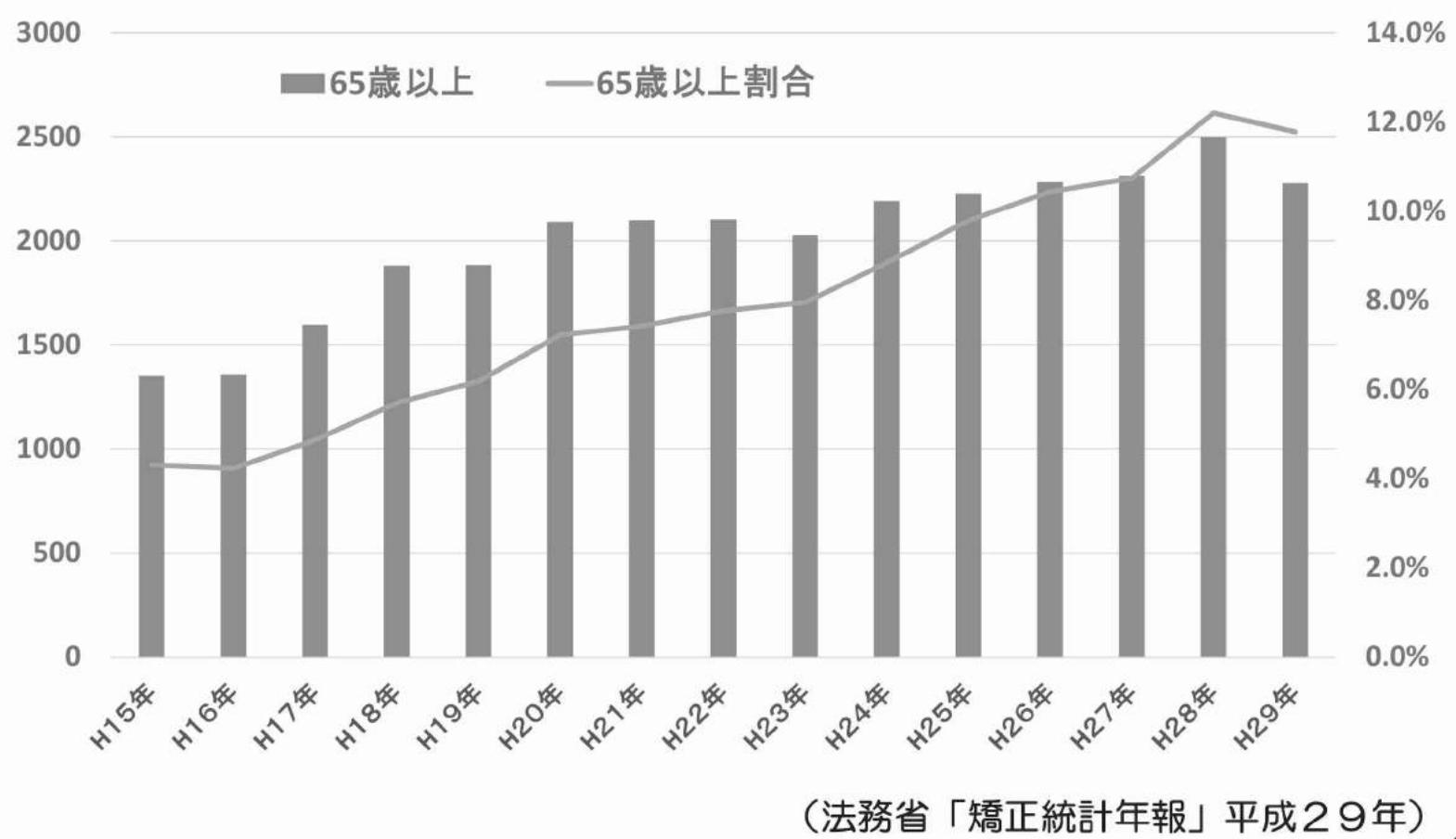
4

# 矯正施設入所者に占める 知的障害者の割合



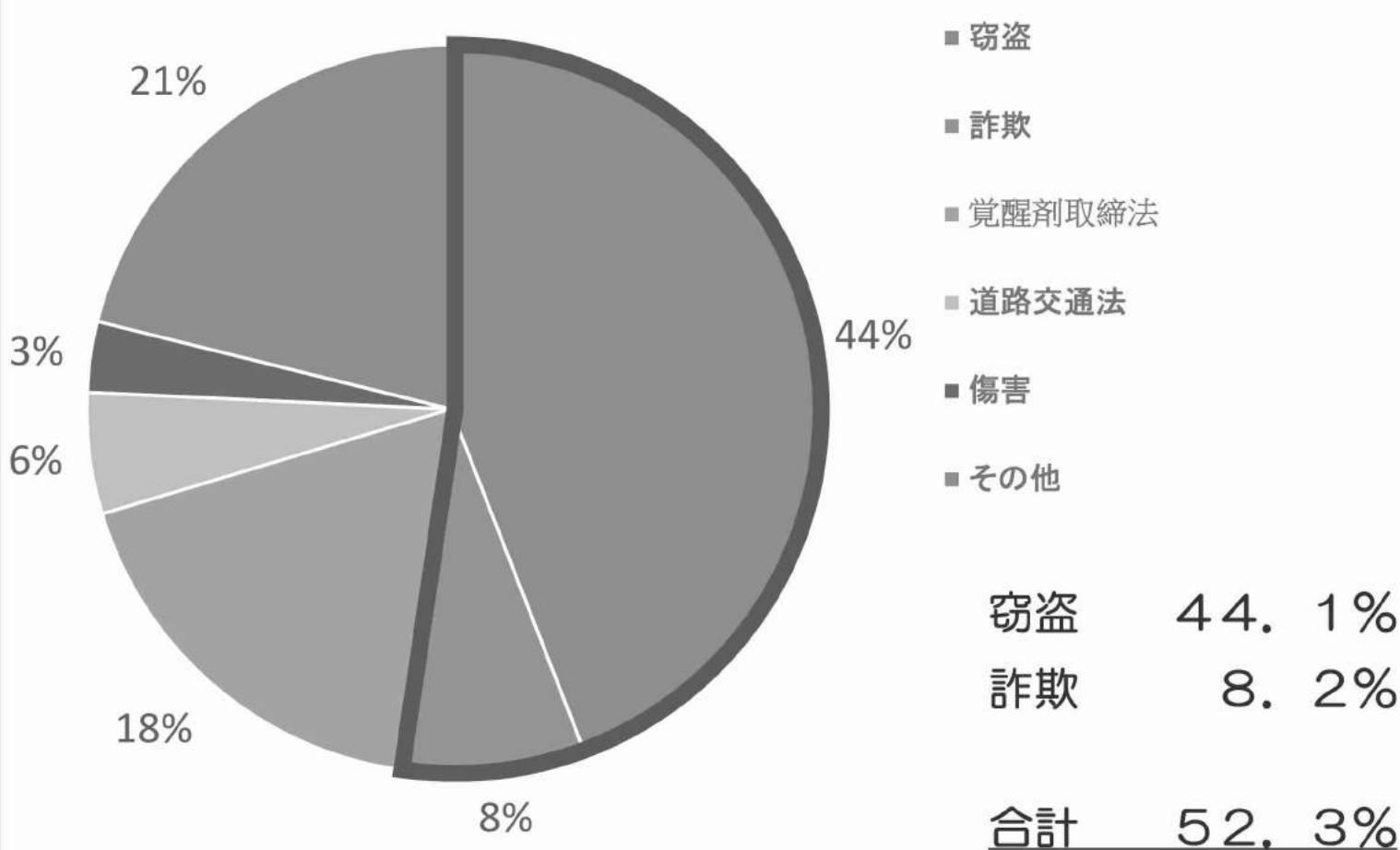
5

## 高齢者（65歳以上）の 入所受刑者人員の推移



6

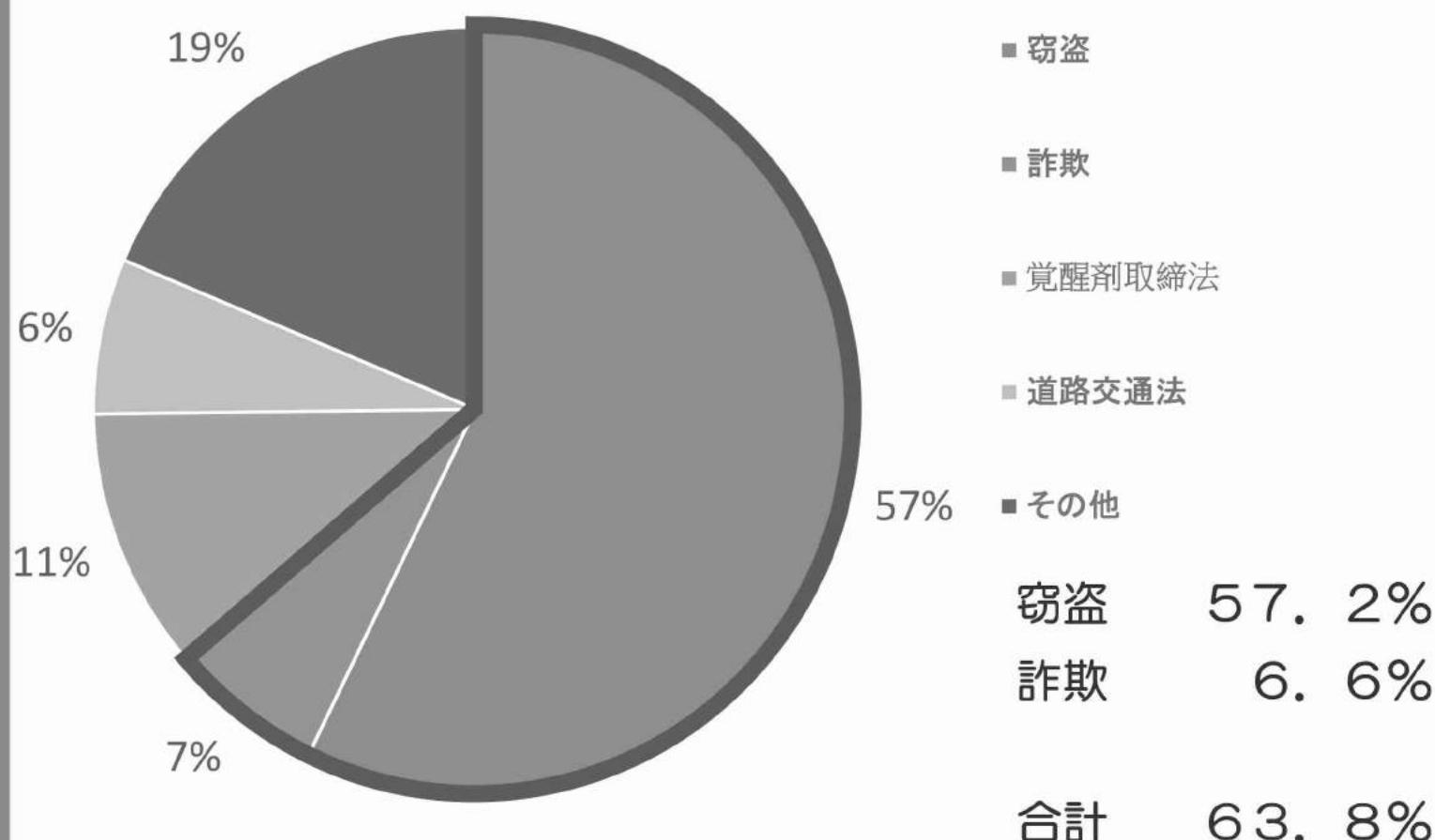
## 罪名の割合【知的障害者】



(法務省「矯正統計年報」平成29年)

7

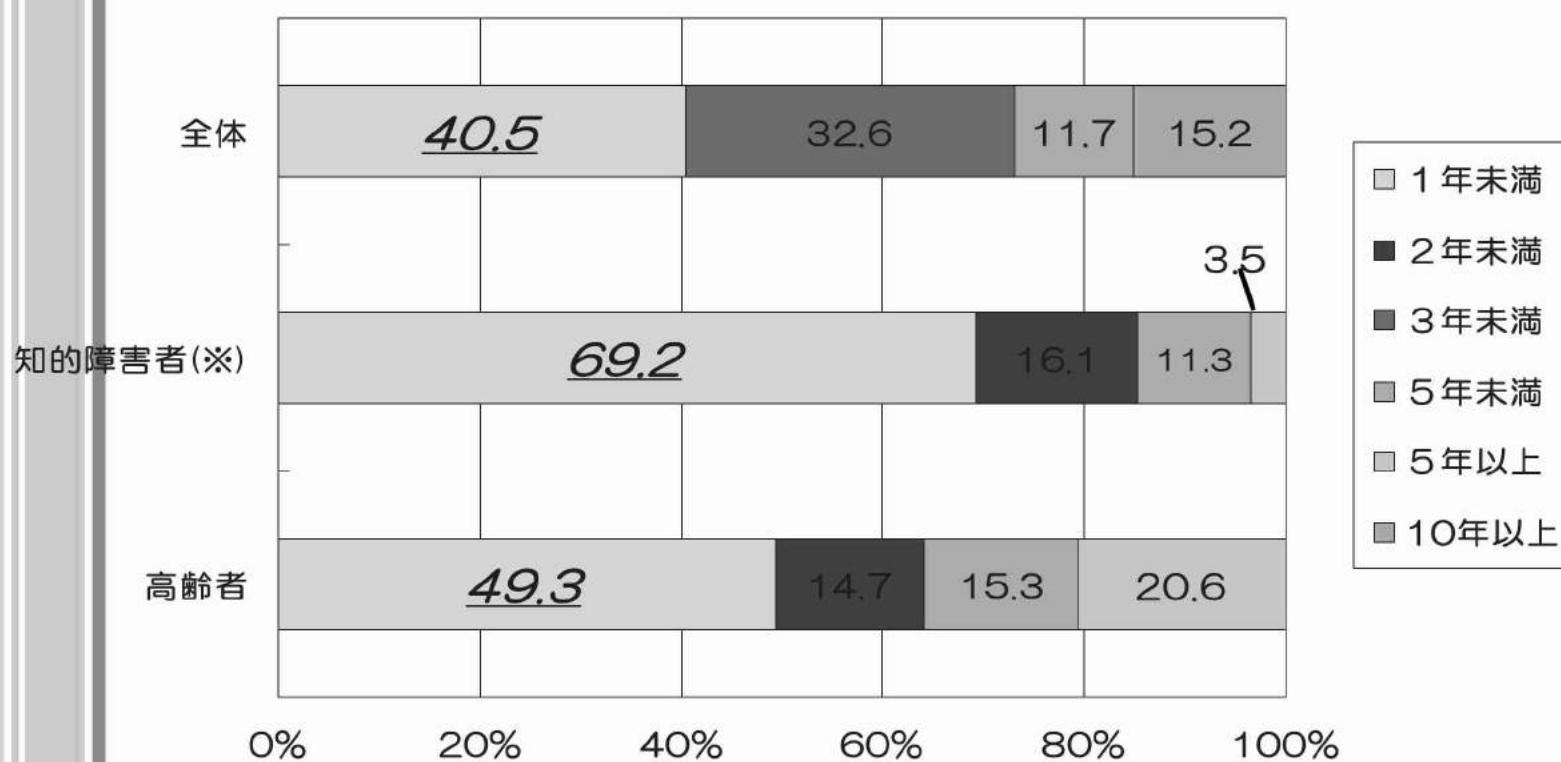
## 罪名の割合【高齢者】



(法務省「矯正統計年報」平成29年)

8

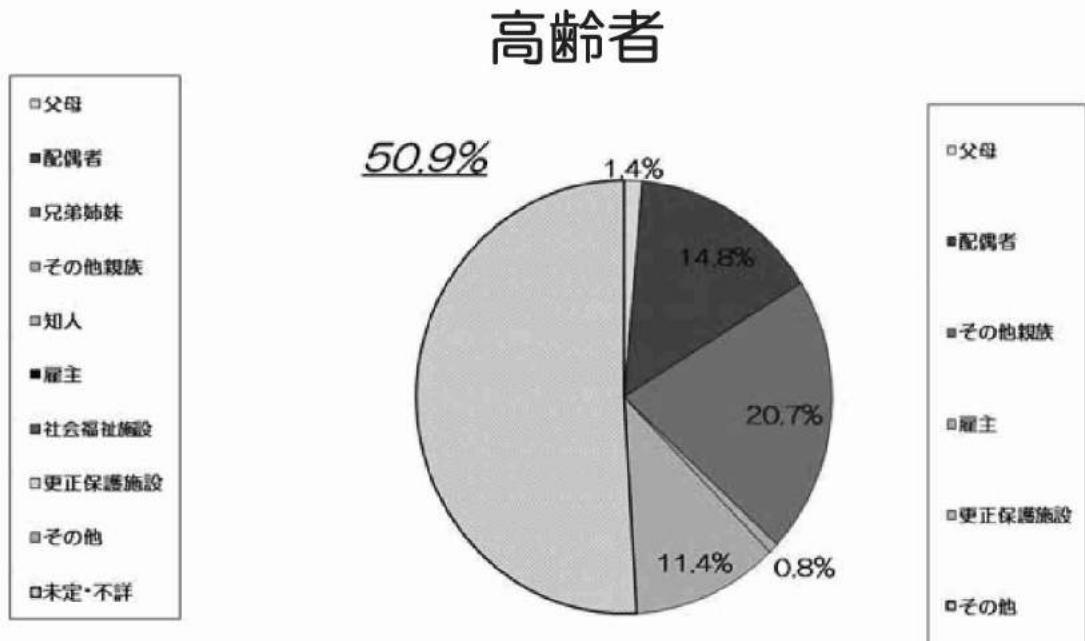
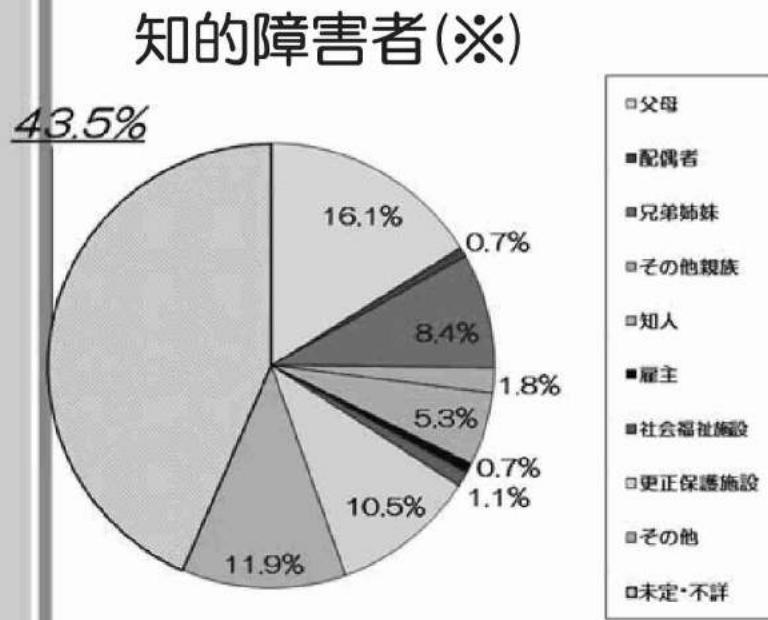
# 再犯に至るまでの期間



〔※ 平成18年 特別調査対象者〕

「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」  
「犯罪白書 平成20年度版」より<sup>9</sup>

## 満期出所者の帰住先 ～出所後の支援の乏しさ～



帰住地・・・刑務所等を退所した後、本人が帰ろうとしている場所のこと。

〔※ 平成18年 特別調査対象者〕

「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」  
「犯罪白書 平成20年度版」より<sup>10</sup>

# 累犯の知的障害者・高齢者にとって 安心かつ安全な場所

累犯・・・犯罪を反復累行すること。

いつしか刑務所が「居心地の良い」場所に・・・

◇寝る所に困らない

◆食べる物に困らない

◇必要最低限の医療が受けられる

◆知っている人が大勢いる

などなど

『地域社会 < 刑務所』

11

## 地域生活定着促進事業の 概要と具体的な業務内容



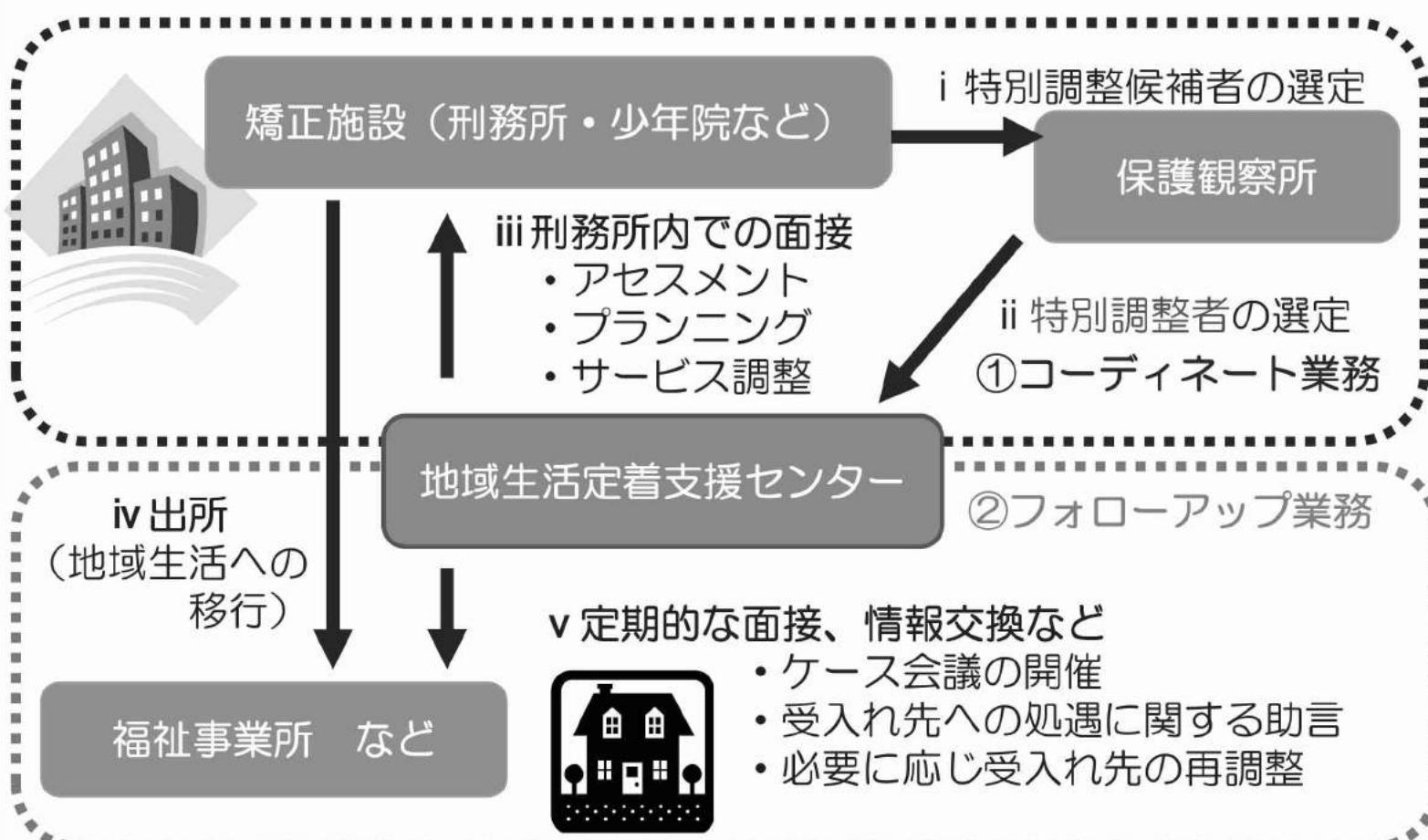
12

# 事業概要

- 平成21年5月 厚労省援護局「セーフティネット支援対策等事業」の中に「地域生活定着支援事業」を位置づけ
- 平成21年7月 地域生活定着支援事業として「地域生活定着支援センター」が各都道府県に設置  
職員配置：4名  
(うち、社会福祉士1名以上を配置)
- 平成24年3月 全都道府県にセンター設置完了
- 平成24年4月 地域生活定着促進事業に事業名変更  
職員配置：6名  
(うち、社会福祉士1名以上を配置)

13

# 業務内容



③相談支援～過去に矯正施設に入所歴等がある障がいのあるご本人や高齢者ご本人、行政機関などの関係者、地域からの相談

14

## 『特別調整者』

現に矯正施設（刑務所等）に入所しており、

以下の全ての要件を満たす者

- 1、高齢（おおむね65歳以上）または障害を有すると認められる者
- 2、矯正施設退所後に住居がない者
- 3、矯正施設退所後に、健全な社会生活を営む上で、福祉サービスの利用が必要であると認められる者
- 4、円滑な社会復帰のために、特別調整の対象となる事が相当であると認められる者
- 5、特別調整の対象となる事を希望している者
- 6、特別調整を実施していく上で、必要な範囲内で関係機関に対して個人情報が提供される事に同意している者

15

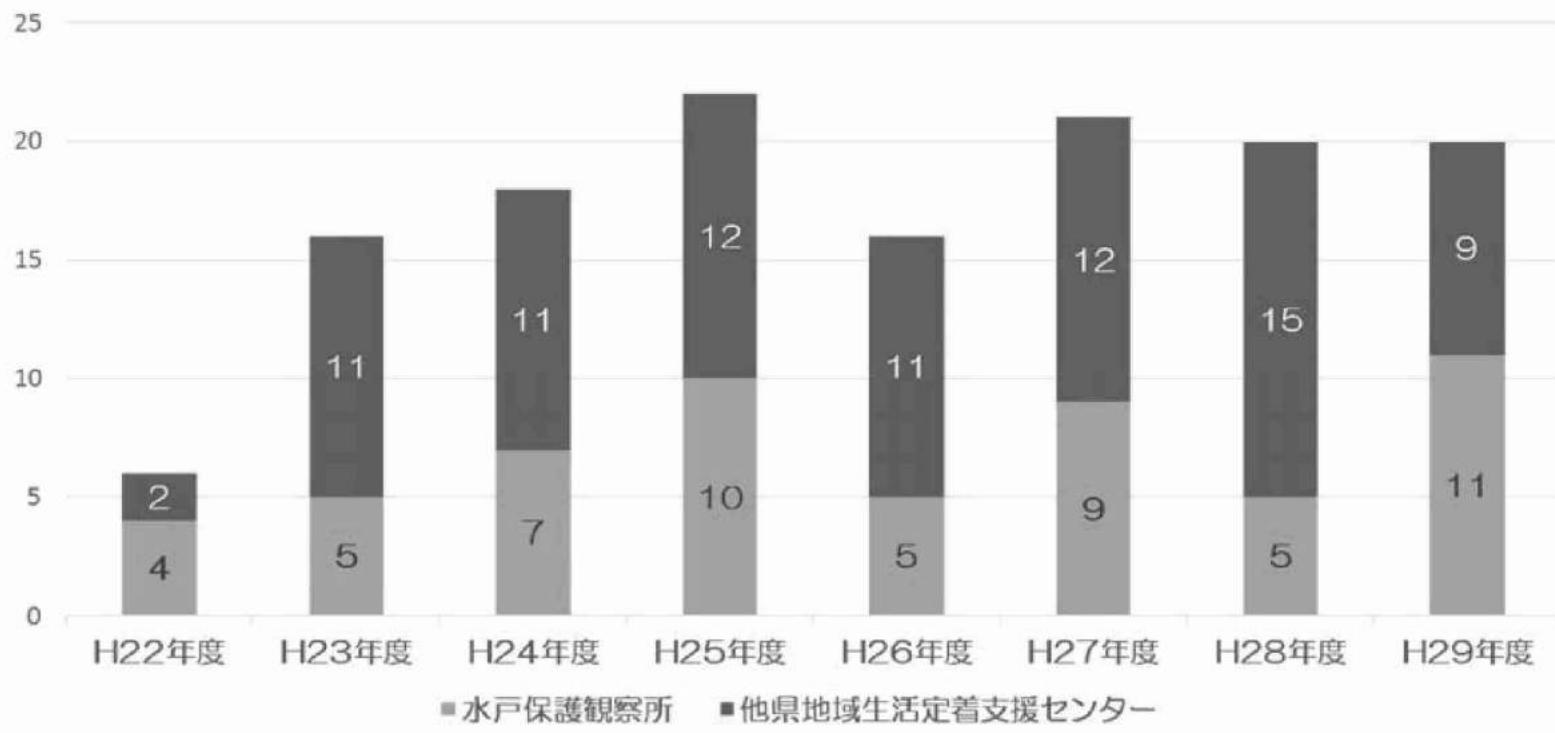
## 地域生活定着支援 センターの支援状況

# 支援件数（特別調整のみ）

開設日 平成22年11月1日～

平成30年3月31日まで

支援総数139名【男性 131名 女性8名】



## 対象者の性別と年齢（依頼受付時年齢）

	男性	女性
~19歳	5名	2名
20歳~29歳	6名	1名
30歳~39歳	11名	0名
40歳~49歳	14名	0名
50歳~59歳	11名	2名
60歳~64歳	14名	0名
65歳~	70名	3名
合計	131名	8名

## 罪名及び入所度数と知能指数等

罪名	件数
窃盗・窃盗未遂	88件
詐欺・詐欺未遂	21件
住居侵入 建造物侵入・未遂	16件
覚せい剤取締法違反	9件
傷害・暴行	8件
放火	5件
強姦・強制わいせつ	4件
強盗・強盗致傷	6件
殺人・殺人未遂 傷害致死	5件
その他	32件

最高入所度数	平均入所度数
28回	6.1回

最高値	最低値	平均知能指数
99	21	58

※知的障害の目安：IQ 70以下

## 調整内容（主な手立て）

分類	手立て
経済面	生活保護実施機関の調整 ※受入れ住所地と帰住予定地の解釈擦り合せ
	年金申請の調整支援 ※申請手続き代行
生活面	身元保証人・身元引受人の調整 ※親族へのコンタクト・アプローチ
	住所設定の調整 ※申請付添い、申請手続き代行
福祉・医療面	障害者手帳取得（療育、身体、精神） ※証言者の確保、生活歴の調査、申請付添い
	介護保険申請 ※申請付添い、申請手続き代行
	援護の実施機関や措置権者の調整 ※障害サービスの利用申請、養護老人ホーム入所依頼
	医療機関の調整 ※通院・入院先の調整、通院付添い

# 調整機関（関わった機関）

分類	機 関 名		
行政	市役所・町役場	社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業等)	地域包括支援センター
	保健所	児童相談所	
福祉	相談支援事業所	障害者就業・生活支援センター	就労継続支援B型
	指定障害者支援施設	共同生活援助（GH）	救護施設
	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	認知症高齢者GH
	老人保健施設	サービス付き高齢者向け住宅	
医療・ その他	精神科病院	依存症リハビリ施設	依存症専門病院
	総合病院	教育機関 (教育委員会・中学校等)	法テラス
	警察	無料低額宿泊所	自立準備ホーム

## 平成30年3月末現在の居所（県内のみ）

種類等	件数
障害者GH	8件
自宅・アパートなど	3件
介護老人保健施設	0件
障害者支援施設	1件
救護施設	6件
養護老人ホーム	3件
特別養護老人ホーム	1件
無料低額宿泊所	1件
自立準備ホーム	1件
医療機関	7件
福祉住宅	1件
薬物等依存症リハビリ施設	1件
再犯	3件

# 事例から

Aさん  
55歳 男性



## 【生活歴】

- 軽度の知的障がいはあるが、これまで障がいの指摘を受けたことはない。
- 両親、姉1人との4人世帯。父親は日雇いの仕事で生計を立てており、生活に余裕はなかった。
- 生活に困窮しており、十分な教育も受けれることも出来ず、能力の低さもありなかなか定職に就けなかった。

- 両親の死、姉が嫁いだことから頼る場所がなくなり、生活に困り食料品の万引きを繰り返す。

## 【犯罪】

- 窃盗（生活苦からパンとジュース）

## 【性格】

- 温厚。

- 障がいの受容は出来ていない。勉強が出来ないのは、勉強が好きじゃなかったからと理解している。これまでの生活で困ったことはないと認識。

- これから的生活について、「誰かのお世話になりたい、働ければ働きたい」と希望。

23

## 支援の経過

コーディネート  
(約6ヶ月)

【矯正施設】  
療育手帳  
区分認定  
生活保護  
ケース会議  
受入先確保

フォローアップ  
(約2カ月 ⇒ 現在)

【障害者施設】  
定期訪問  
再アセスメント  
受入先再調整  
ケース会議  
家族関係調整

【GH】  
定期訪問  
ケース会議  
家族関係再構築

【今後】  
施設?  
地域?  
就労?

【課題】  
衣食住の確保  
(暫定的な課題)

【課題】  
障害受容  
適切な居場所

【課題】  
役割と居場所  
信頼関係  
本人らしい生き方

24

# 事例から気付いたこと

- ◆生活の場所の選択（施設、GH、在宅 等）
- ◆日中の活動（就労支援、一般就労の可否 等）
- ◆経済面の安定（金銭管理の意味 等）
- ◆サービス利用に立ちはだかる「壁」（契約者の有無、施設のルールを守れる「利用者」であること 等）

⇒本当に必要な支援とは？

⇒地域で生活するということは、福祉の「制度」「枠組み」で支援することなのか？

『早めに「生きにくさ」に気付くことの重要性と負の循環を断ち切るための支援』<sup>25</sup>

## まとめ

# 「地域生活定着支援センター」が取り沙汰されている理由は？

- ・地域生活定着支援センターが設置、司法・更生保護分野に社会福祉士が配置
- ・テレビや新聞等、多くのマスコミで取り沙汰されている。

⇒確かに

司法と福祉の架け橋は大きなこと

⇒実際には

地域の専門職の力量が問われている

27

## 地域における専門職の役割

\* 地域・社会貢献

⇒ 誰もが安心して暮らせる地域、社会創り

\* 柔軟な支援展開

⇒ 「枠」や「制度」に捕らわれない支援

\* 「気づく力」「関わる力」「動かす力」を身に付ける ⇒ ネットワーク構築

すべての人が

排除されない社会を創る

28

ご清聴ありがとうございました。



一人の支援から地域を作り、  
社会を創る

## 【総 括】

水戸保護観察所 所長 小林 孝幸 氏

## 【閉会挨拶】

全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック

ブロック長

木内 英雄

## 【第 1 分 科 会】

### 『当事者の語りから学ぶ』

#### <趣意>

生活を立て直していくためにどんな困難があったのか等、矯正施設を出所して地域社会に戻ってきた人からお話を伺います。当事者の語りの中から、福祉の支援者として関わり方を学びます。

#### <ファシリテーター>

千葉県地域生活定着支援センター センター長 岸 恵子 氏

## 【第 2 分 科 会】

### 『機関連携のアプローチと各支援者の思い』

<趣意>

地域生活定着支援センターが関わった事例を通して、地域の関係機関それぞれの役割を活かした支援のあり方について、参加者の皆さんと考えていきます。

<ファシリテーター>

栃木県地域生活定着支援センター センター長 青木 康夫 氏

## 第2分科会『機関連携のアプローチと各支援者の思い』

### 【趣旨】

地域生活定着支援センターが関わった事例を通して、地域の関係機関それぞれの役割を生かした支援のあり方について、参加者の皆さんと考えていきます。

### 【内容】

栃木県地域生活定着支援センターが関わった特別調整ケース事例（栃木市に帰住）について、関係した福祉機関が連携していく経過と実際に行った支援状況を紹介。発表者（支援者）には、地域で受け入れるにあたって考えていたことや実際の支援を感じていたことなど、それぞれの支援場面を振り返りながら話していただきます。

### 【発表者】（支援者）

栃木県地域生活定着支援センター

相談員 阿久津勝俊 氏

栃木市 保健福祉部・障がい福祉課

主査 野村 雅志 氏

社会福祉法人 あゆみ園

相談支援事業所 ぴあん

相談支援専門員 大橋 進 氏

### 【コーディネーター】

栃木県地域生活定着支援センター

センター長 青木康夫 氏

## **【経 過】**

1. 定着支援センターによる矯正施設での初回面接から市行政への打診まで

2. 初回の支援会議開催～矯正施設出所時まで

3. 地域での生活支援開始～再犯まで

4. 次回、出所に際しての支援について

一メモー

平成30年度 全国地域生活定着支援センター協議会

## 東海・北陸ブロック 専門研修会

～触法障がい者・高齢者を支援する為のネットワーク構築に向けて～

とき：平成31年3月8日（金）

場所：福井市にぎわい交流施設 ハピリンホール

（福井市中央1丁目2番1号 ハピリン3階）

社会福祉法人 恩賜  
財団 済生会支部 福井県済生会

主管：福井県地域生活定着支援センター

共催：福井保護観察所・福井県

## 開催要項

### 平成 30 年度 全国地域生活定着支援センター協議会

### 東海・北陸ブロック専門研修会

～触法障がい者・高齢者を支援する為のネットワーク構築に向けて～

#### 1. 目 的：

東海北陸ブロック管内の司法・更生保護・福祉等の関係機関を対象として、包括的支援の体制構築を念頭に置いた連携強化や理解促進を視野に、講演や事例研究などを中心に情報を共有し、ネットワークの強化・充実を図るとともに、受け入れ促進に向けた普及啓発を一層推進するために開催致します。

#### 2. 主 催：一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

(主管：福井県地域生活定着支援センター)

#### 3. 共 催：福井県、福井保護観察所

#### 4. 日 時：平成 31 年 3 月 8 日（金）10：00 ～ 16：00

#### 5. 場 所：福井市にぎわい交流施設 ハピリンホール

〒910-0006 福井市中央 1 丁目 2 番 1 号 ハピリン 3 階

(※お車でお越しの際は、近隣のパーキングをご利用ください)

#### 6. 対 象：全国地域生活定着支援センター協議会 東海・北陸ブロック会員 及び 東海北陸ブロック管内の司法、更生保護、福祉等の関係機関、行政職員 等

#### 7. 内 容：裏面の通り

#### 8. 参加費：無料（定員 150 名）

#### 9. 申込み方法：申込書（チラシ裏面）に必要事項をご記入の上、平成 31 年 2 月 25 日（月） までに、FAX にてお申し込みください。

#### 【お問い合わせ】

福井県地域生活定着支援センター 山田、川端

TEL : 0776-28-1126（直通）FAX : 0776-28-1127

E-mail : [tsc@fukui.saiseikai.or.jp](mailto:tsc@fukui.saiseikai.or.jp)

【研修プログラム】

平成31年3月8日(金)

時間	プログラム	内容
9:30 ~	受付	
10:00 ~ 10:15 (15分)	開会挨拶	
10:15 ~ 10:45 (30分)	行政説明	「地域生活定着促進事業の現状等について」 説明：厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐 熊坂洋三氏
10:45 ~ 11:00 (15分)	実践報告	「福井県地域生活定着支援センターの現状」 報告：福井県地域生活定着支援センター 川端敬之
11:00 ~ 12:00 (60分)	基調講演 実践報告	「触法障がい者・高齢者を支援する為の関係性構築のポイント」 講師：長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸剛史氏 (全定協事務局長／政策・実務部会長)
12:00 ~ 13:00 (60分)	食事休憩	食事休憩
13:00 ~ 14:30 (90分)	特別講義	「クレプトマニア～万引き依存症という病～」 講師：大森榎本クリニック 精神保健福祉士 斎藤章佳氏
14:30 ~ 14:45 (15分)	休憩	休憩
14:45 ~ 16:00 (75分)	事例研究	テーマ：「万引きを繰り返す方の支援」 ※事例を基に支援における考え方を学び、支援方法等について模索します。 (スクール形式)
	質疑応答	登壇者：斎藤章佳氏 (大森榎本クリニック) 伊豆丸剛史氏 (長崎県地域生活定着支援センター) 熊坂洋三氏 (厚生労働省 社会・援護局総務課) 川端敬之 (福井県地域生活定着支援センター)
16:00	閉会	

# 地域生活定着促進事業の 現状等について

平成31年3月8日  
厚生労働省  
社会・援護局総務課 熊坂洋三

1

- 1 地域生活定着促進事業の沿革
- 2 本事業の概要
- 3 本事業の実績
- 4 本事業の課題
- 5 本事業をとりまく状況

2

# 1 地域生活定着促進事業の沿革

平成15年 『獄窓記』

平成18年度 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』

～20年度 →次のような点が示される

犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微（窃盗等）



受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし

釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

平成21年度 地域生活定着支援事業開始

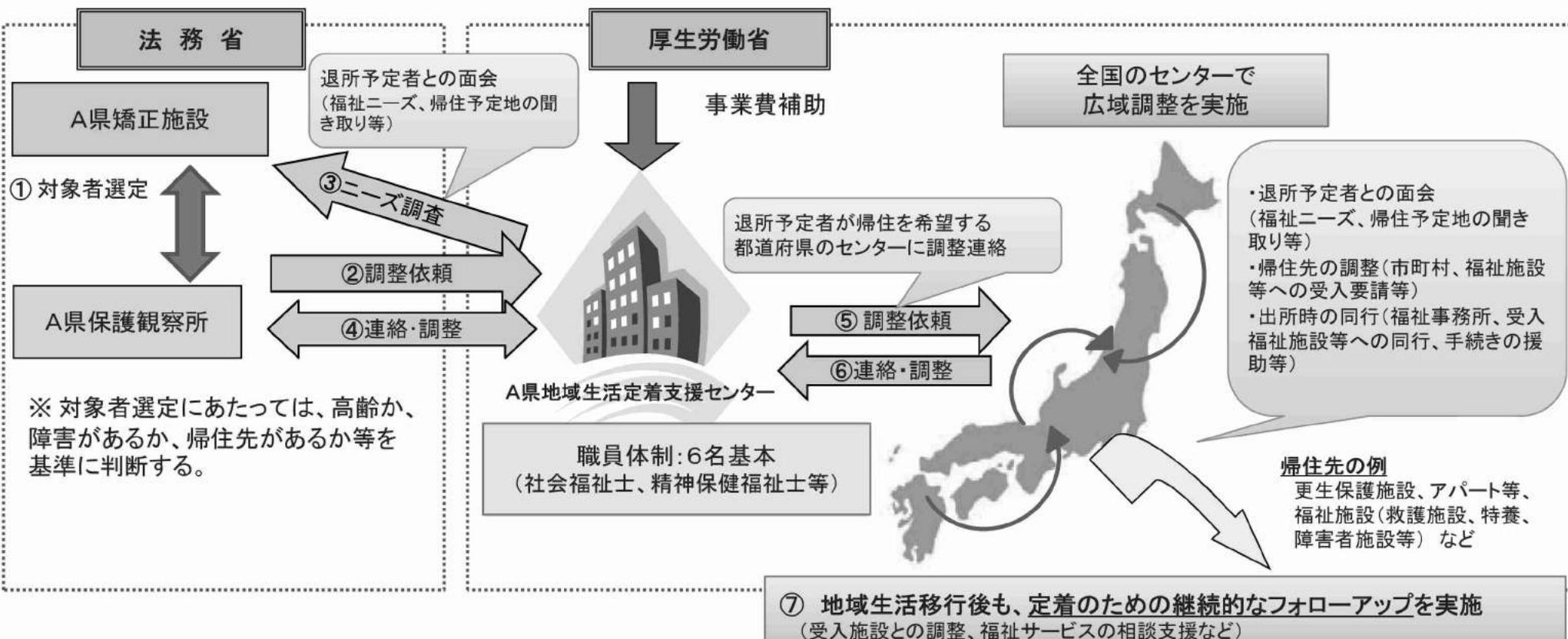
平成24年度 地域生活定着促進事業へ改称

本事業は「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に、矯正施設収容中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された

3

## 2 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。



4

## (参考) 地域生活定着促進事業の位置付け

長期間の身柄拘束により地域とのつながりを失った人に、  
既存の福祉的支援を広域調整  
(※保護観察所が行う「生活環境の調整」への協力)

		社会内 (～逮捕～判決)	矯正施設 (刑・保護処分執行)	社会内 (釈放後～)
支援ニーズ あり	支援同意 あり	※起訴猶予や執行猶予等により釈放される場合を含む		地域生活定着 促進事業
	支援同意 なし			

既存の  
各種福祉的支援

本事業の意義・効果 →

主：支援ニーズがある人について、その真意に沿って福祉サービスを調整  
→本人・地域の混乱回避し、サービスを提供  
(+既存の福祉的支援へのバトンタッチ)  
従：結果として再犯防止に「寄与」

5

## 地域生活定着支援センターの設置の状況

- 原則各都道府県に 1 か所
  - 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO 等に運営委託可
  - 定額補助 (=補助率なし)  
職員経費のほか、活動費（旅費、通信費、事務所経費等）を含む
  - 職員数6人「基本」 → 地域の実情に応じて柔軟な対応可  
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置
- 
- 平成23年度末に全都道府県に設置
  - 平成30年4月現在  
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：33か所(社協 8か所)、  
社団法人：10か所  
NPO：5か所

### 3 地域生活定着支援センターの支援状況（平成29年度中に支援した者）

#### 1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

(単位:人、かっこ内は平成28年度の実績)

コーディネートを実施した者		1,426(1,374)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	751(695)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	537(561)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	138(118)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	101(83)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	361(294)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定手続を行った者	235(221)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	113(129)

#### 2. フォローアップ業務

(受入れ調整後に行う受入先施設等への支援)

#### 3. 相談支援業務

(地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援)

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者	2,153 (2,037)
【内訳】	支援が終了した者(地域に定着した者)
	支援継続中の者

相談支援を実施した者	1,369 (1,260)
【内訳】	支援が終了した者
	支援継続中の者

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	555(580)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	177(188)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	95(99)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	81(95)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	50(55)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	13(26)

#### 【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

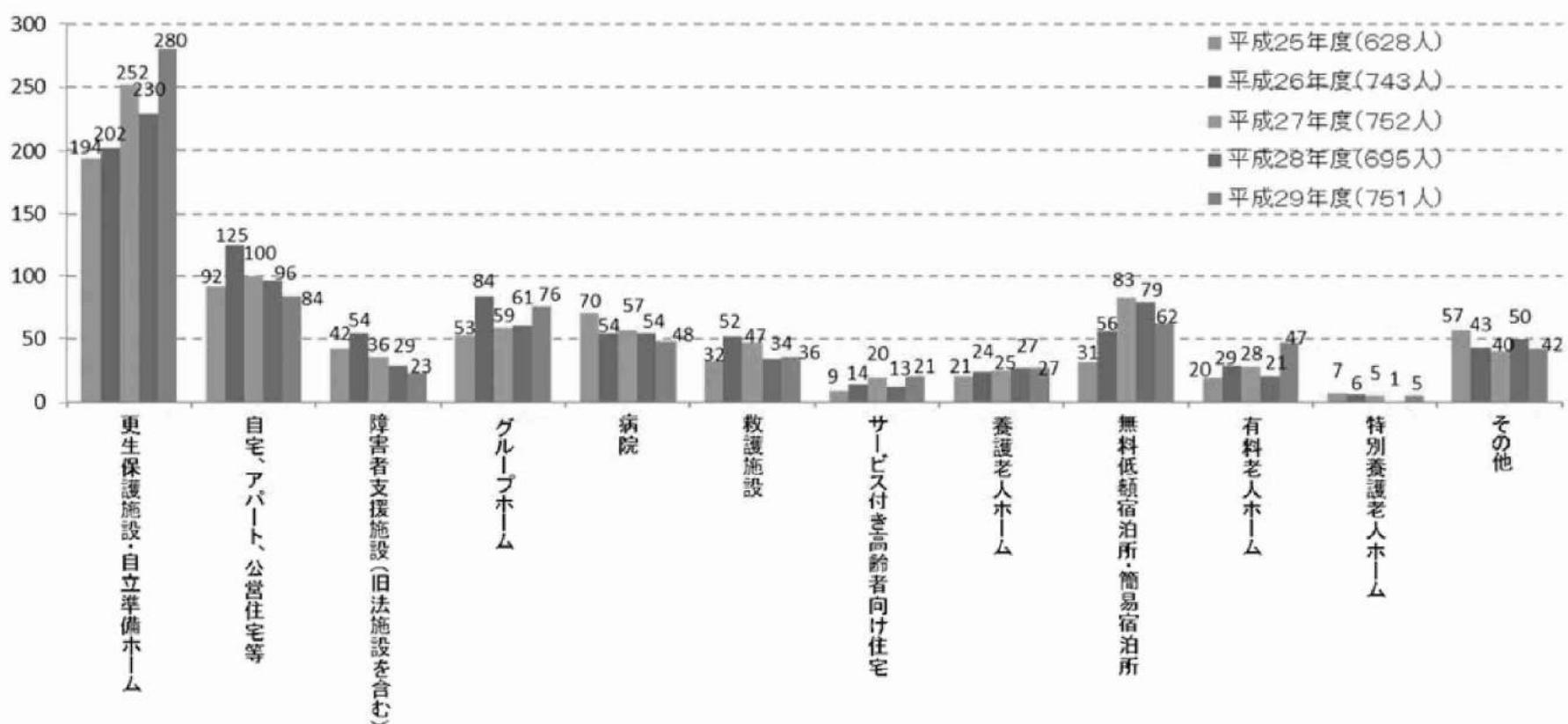
(単位:人)

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(25)	34(47)	42(37)	1(2)	6(5)	7(6)	0(1)	248(221)	375(344)
65歳未満	22(19)	133(119)	109(114)	13(11)	16(9)	61(66)	4(4)	18(9)	376(351)
合計	59(44)	167(166)	151(151)	14(13)	22(14)	68(72)	4(5)	266(230)	751(695)

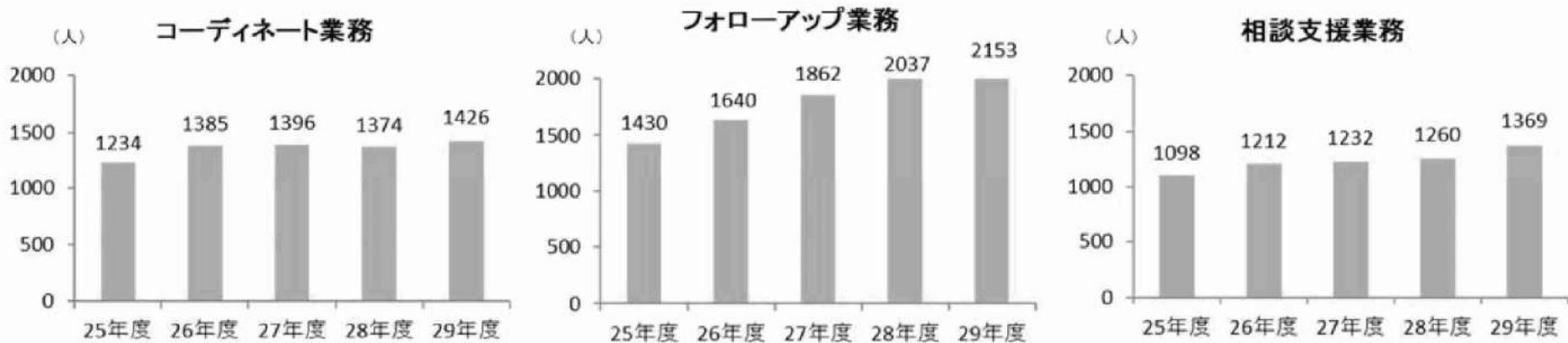
※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は平成28年度の実績である。

#### 【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

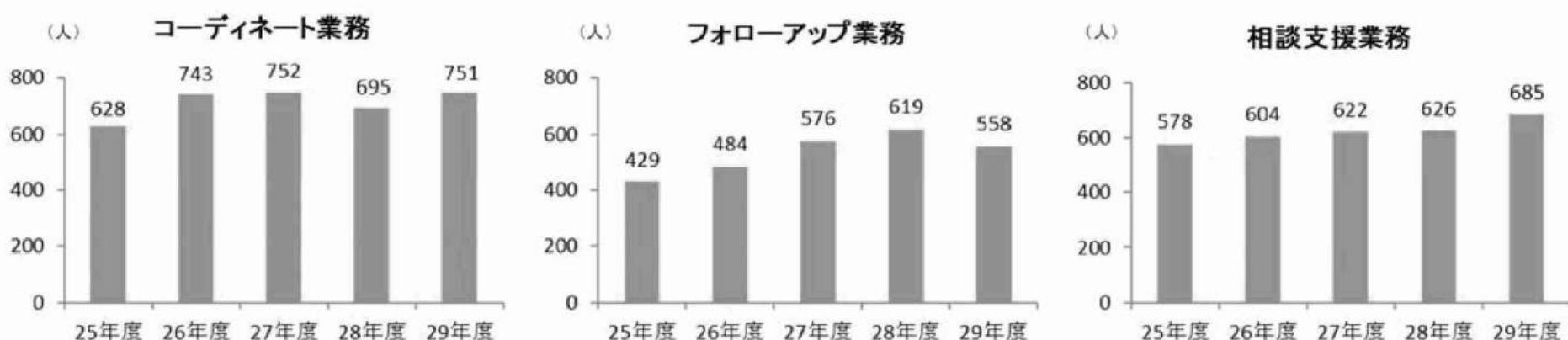
(単位:人)



### 1. 年度内支援実施件数



### 2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。(電話相談のみは除外)

## 4 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」（H29年度社会福祉推進事業）より  
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

### 1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることがある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整  
 釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6か月）の確保

センターができること → (必要に応じて) 矯正施設・保護観察所との定期的な会議の開催や、候補者の選定段階からのかかわり

### 2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのバトンタッチができず、フォローアップ業務が長期化している

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）  
 矯正施設出所者への支援に係る理解促進のための研修開催  
 相談支援機関（※2）における本来求められる機能に沿った支援

センターができること → 多様な研修・協議会の開催やアフターケアを通じた事業所や施設の開拓・確保  
 フォローアップ業務における計画的な支援（おおむね1年間の範囲内）とモニタリング  
 コーディネート業務の段階から相談支援事業者の関与や受入先の選定に配慮

※1 上記調査研究事業において、好取組集として取りまとめられている

※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等

…福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

…地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです…

## 5 地域生活定着促進事業をとりまく状況

### 5-1 政府における再犯防止推進計画の策定

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

平成29年12月、再犯防止推進計画が閣議決定

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

##### ○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営むまでの困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするために、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

## (②) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（続き）

### ○ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

### ○ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

## ⑥ 地方公共団体との連携強化等のための取組

### ○ 地域のネットワークにおける取組の支援

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするために、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

## 5-2 「地域共生社会」の実現に向けて

### （当面の改革工程）【概要】

#### 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

#### 改革の背景と方向性

##### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

##### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

#### 改革の骨格

##### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

##### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

#### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

##### 地域丸ごとのつながりの強化

##### 専門人材の機能強化・最大活用

#### 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年：

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
- ◆共生型サービスの創設など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：  
更なる制度見直し

2020年代初頭：  
全面展開

#### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)

(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

15

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算額(案)

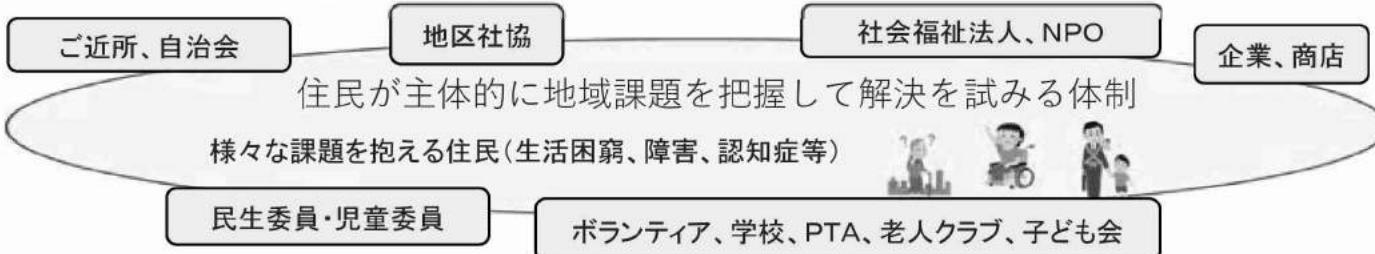
平成30年度予算額

28億円(200自治体)

26億円(150自治体)

### (1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)

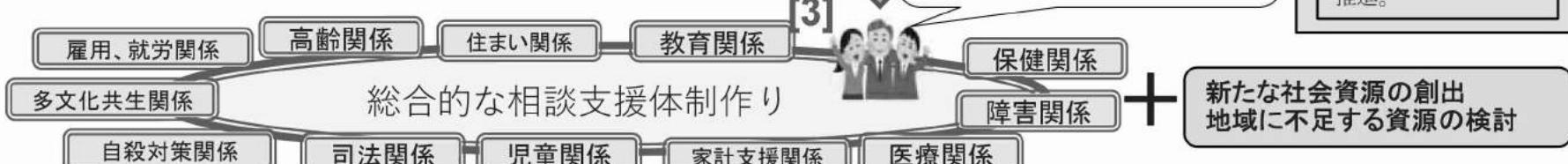
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン  
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

### (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。



16